

三重県公共工事共通仕様書 令和4年7月一部改定
新旧対照表

◆第1編 共通編	P 1 ~ P4	◆第15編 水道・工業用水道編	P 8
◆第2編 材料編	P 4	◆第16編 農業農村整備編	P 8 ~ P 9
◆第3編 土木工事共通編	P 4 ~ P 5	◆図表関係	P10~ P21
◆第6編 河川編	P 5		
◆第8編 砂防編	P 5		
◆第10編 道路編	P 5 ~ P 6		
◆第12編 下水道編	P 6 ~ P 8		
		◆建設工事施工管理基準（案）	P22
		◆出来形管理基準	P23~ P65
		◆品質管理基準	P66~ P72
		◆写真管理基準（案）	P73~ P94

現行条文 (令和3年版)					新条文 (令和4年版)					改定理由											
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下												
1	1	1	10	5	1	1	1	10	5	1	5. 施工体制台帳	受注者は、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員にその写しを当該工種施工開始前までに、提出しなければならない。添付書類については提出する必要はないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じなければならない。	1	1	1	10	5	1	5. 施工体制台帳	受注者は、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員にその写しを当該工種施工開始前までに、提出しなければならない。添付書類については提出する必要はないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じなければならない。	フォント修正
1	1	1	10	6	1	1	1	10	6	1	6. 施工体系図 (2)	施工体系図に記述する工事内容は、契約図書 の 工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。	1	1	1	10	6	1	6. 施工体系図 (2)	施工体系図に記述する工事内容は、契約図書 の 工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。 なお、施工体系図提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。	
1	1	1	19	7	1	1	1	19	7	1	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入 または 搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	1	1	1	19	7	1	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、 建設発生土 を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	誤植
1	1	1	19	11	1	1	1	19	11	1	11. 建設副産物情報交換システムの活用	受注者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCOBRIS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、発注者に提出するものとする。	1	1	1	19	11	1	11. 建設副産物情報交換システムの活用	受注者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCOBRIS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、発注者に提出するものとする。	
1	1	1	19	12	1	1	1	19	12	1	12. 舗装切替時の排水処理	受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装切替作業に伴い、切替機から発生する排水については、排水吸引機能を有する切替機等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と調整の上、適正に処理するものとし、運搬・処理方法については、事前に監督員と協議するものとする。なお、処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。	1	1	1	19	12	1	12. 舗装切替時の排水処理	受注者は、アスファルト・セメントコンクリート舗装切替作業に伴い、切替機から発生する排水については、排水吸引機能を有する切替機等 を使用する事 により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と調整の上、適正に処理するものとし、運搬・処理方法については、事前に監督員と 協議 するものとする。なお、処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。	フォント修正
1	1	1	27	1	1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議会官通達、令和3年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本理立淡波協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JISA 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議会官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本理立淡波協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JISA 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定にともなう
1	1	1	27	2	2	1	1	27	2	2	22. 情報BOX等の埋設管路の事故防止	本項目は、三重県が管理する 国道等に埋設及び添架 されている情報BOX・IRN(以下「情報BOX」という)施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。	1	1	1	27	2	2	22. 情報BOX等の埋設管路の事故防止	本項目は、三重県が管理する 河川、ダム、砂防、道路及び公園等に敷設(添架) されている情報BOX・IRN(以下「情報BOX」という)施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。	
1	1	1	27	2	4	1	1	27	2	4	①情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事(路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切替等を含む。)	1	1	1	27	2	4	①情報BOXが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事(路面切削工・舗装打 替え 工・管路推進工・舗装切替等を含む。)			
1	1	1	27	2	11	1	1	27	2	11	4) 受注者は、3)の結果に基づき、監督員及び入溝者(代表者が決定している場合は代表者でも可とする。)の立ち 会い のもと埋設物件の試掘位置を(3)1)項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕(以下「確認書」という)を取りまとめ、監督員に報告しなければならない。	1	1	1	27	2	11	4) 受注者は、3)の結果に基づき、監督員及び入溝者(代表者が決定している場合は代表者でも可とする。)の立 会 のもと埋設物件の試掘位置を(3)1)項に基づき決定するとともに、情報BOXの〔試掘に係る確認書〕(以下「確認書」という)を取りまとめ、監督員に 報告 しなければならない。			
1	1	1	27	2	17	1	1	27	2	17	7) 監督員は、上記6)の報告を受けた場合はその内容について確認をするものとする。	1	1	1	27	2	17	7) 監督員は、上記6)の報告を受けた場合はその内容について 確認 をするものとする。			
1	1	1	27	2	21	1	1	27	2	21	なお、以下により がたい 場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	1	1	1	27	2	21	なお、以下により 難い 場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。			
1	1	1	27	2	26	1	1	27	2	26	マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図-2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。	1	1	1	27	2	26	マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図 1 -2②aに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。			
1	1	1	27	2	32	1	1	27	2	32	横断構造物等の箇所、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1-2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。	1	1	1	27	2	32	横断構造物等を 情報BOXが交差する 箇所、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図1-2③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。			
1	1	1	27	2	33	1	1	27	2	33	また、橋梁 添架 部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。	1	1	1	27	2	33	また、橋梁 添架 部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定 する ものとする。			
1	1	1	27	2	35	1	1	27	2	35	①試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機または 手掘り にて慎重に作業を行わなければならない。	1	1	1	27	2	35	①試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機または 手掘り にて慎重に作業を行わなければならない。			
1	1	1	27	2	4	1	1	27	2	4	24. 現場環境改善(2)	工事現場の現場環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮 及び 一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とする。よって、受注者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。	1	1	1	27	2	4	24. 現場環境改善(2)	工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境 に対する 配慮 や 一般住民 に対する 建設事業の広報活動、 並びに 現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とする。よって、受注者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。	
1	1	1	27	2	8	1	1	27	2	8	(7) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設(道路・河川・公園等)利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所	1	1	1	27	2	8	(6) 工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設(道路・河川・公園等)利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所			
1	1	1	27	2	9	1	1	27	2	9	(8) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。	1	1	1	27	2	9	(7) 工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。			
1	1	1	27	2	9	1	1	27	2	9	29. 定期安全研修・訓練等	2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法	1	1	1	27	2	9	29. 定期安全研修・訓練等	2) 資材 搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法	
1	1	1	31	6	3	1	1	31	6	3	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	31	6	3	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	諸法令の改定にともなう		
1	1	1	31	13	1	1	1	31	13	1	13. 六価クロム溶出試験	セメント及びセメント系固着材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント 系固着材 を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、以下によるものとする。	1	1	1	31	13	1	13. 六価クロム溶出試験	セメント及びセメント系固着材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント 系固着材 を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、以下によるものとする。	
1	1	1	31	9	1	1	1	31	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	31	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	33	5	1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年6月改正内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう

現行条文 (令和3年版)					新条文 (令和4年版)					改定理由				
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下					
1	1	1	33	14	1	1	1	33	14	1	14. 通行許可 (1)	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令 (平成31年3月改正政令第41号) 第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令 (令和2年6月改正政令第181号) 第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法 (令和2年6月改正法律第52号) 第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令 (平成31年3月改正政令第41号) 第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令 (令和3年6月改正 政令第172号) 第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法 (令和2年6月改正 法律第52号) 第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	33	15	6	1	1	33	15	6	15. 交通管理	なお、実施にあたっては規制の計画を施工計画書に記載するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。	なお、実施にあたっては規制の計画を 施工計画書 に記載するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。	フロント修正
1	1	1	33	15	7	1	1	33	15	7	④受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車の仕様については表1-1を標準とするが、これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議するものとする。また、交通標識車の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。第1編1-1-1-4 (11) 交通管理に記載しなければならない。	④受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車の仕様については表1-1を標準とするが、これにより難い場合は 設計図書 に関して監督員と協議するものとする。また、交通標識車の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。第1編1-1-1-4 施工計画書第1項 (11) 交通管理に記載しなければならない。		
1	1	1	33	15	8	1	1	33	15	8	①受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者 (以下「交通誘導警備員」という。) を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。	①受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者 (以下「 交通誘導警備員 」という。) を配置し、その配置位置、条件を 施工計画書 に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。	フロント修正	
1	1	1	33	15	9	1	1	33	15	9	②受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。	②受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の 承諾 を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。	フロント修正	
1	1	1	33	15	13	1	1	33	15	13	但し、道路交通法80条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。	但し、道路交通法80条 協議 に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。	フロント修正	
1	1	1	33	16	1	1	1	33	16	1	16. 保安灯	受注者は、道路工事保安施設設置基準 (案) により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。	受注者は、道路工事保安施設設置基準 (案) により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式 又は蓄電池式 保安灯を併用しなければならない。	
1	1	1	33	20	3	20. 通行許可 (2)	また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。	また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに 提示 しなければならない。	フロント修正					
1	1	1	35	1	4	(2) 建設業法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	35	1	4	(2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	10	(8) 雇用保険法 (令和2年6月改正 法律第54号)	1	1	1	35	1	10	(8) 雇用保険法 (令和3年6月改正 法律第58号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	12	(10) 健康保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)	1	1	1	35	1	12	(10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	15	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第63号)	1	1	1	35	1	15	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	16	(14) 道路法 (令和2年6月改正 法律第49号)	1	1	1	35	1	16	(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	19	(17) 道路運送車両法 (令和2年3月改正 法律第5号)	1	1	1	35	1	19	(17) 道路運送車両法 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	22	(20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	35	1	22	(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	25	(23) 港則法 (平成29年6月改正 法律第55号)	1	1	1	35	1	25	(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	27	(25) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	1	1	1	35	1	27	(25) 下水道法 (令和3年5月改正 法律第31号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	28	(26) 航空法 (令和2年6月改正 法律第61号)	1	1	1	35	1	28	(26) 航空法 (令和3年6月改正 法律第65号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	32	(30) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)	1	1	1	35	1	32	(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	40	(38) 文化財保護法 (令和2年6月改正 法律第41号)	1	1	1	35	1	40	(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	43	(41) 消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)	1	1	1	35	1	43	(41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	45	(43) 建築基準法 (令和2年6月改正 法律第43号)	1	1	1	35	1	45	(43) 建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	47	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	1	1	1	35	1	47	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	50	(48) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)	1	1	1	35	1	50	(48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	52	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)	1	1	1	35	1	52	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	53	(51) 船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)	1	1	1	35	1	53	(51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	55	(53) 船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)	1	1	1	35	1	55	(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	57	(55) 自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	35	1	57	(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	35	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	59	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	1	1	1	35	1	59	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	62	(60) 漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)	1	1	1	35	1	62	(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	65	(63) 厚生年金保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)	1	1	1	35	1	65	(63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	66	(64) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)	1	1	1	35	1	66	(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	70	(68) 所得税法 (令和2年3月改正 法律第8号)	1	1	1	35	1	70	(68) 所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	72	(70) 船員保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)	1	1	1	35	1	72	(70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	73	(71) 著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)	1	1	1	35	1	73	(71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	74	(72) 電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)	1	1	1	35	1	74	(72) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	76	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)	1	1	1	35	1	76	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第59号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	1	82	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	35	1	82	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	諸法令の改定にともなう
1	1	1	40	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号) 第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号) 第2条第1項第1号) に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	諸法令の改定にともなう					
1	1	1	41	5	2	また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。	また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、 監督員 に提示しなければならない。							
1	1	1	43	1	1. 技術者の選任	受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表1-1に示す当初工事請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任しなければならない。	受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者 (特例監理技術者を含む) を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表1-1に示す当初工事請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者 (特例監理技術者を含む) を選任しなければならない。 なお、特例監理技術者を設置する場合には、特例監理技術者の行うべき職務を補佐する監理技術者補佐を設置しなければならない。							
1	1	1	43	2	2. 技術者の変更		2. 監理技術者等の途中交代							
1	1	1	43	2	(1)	(1) 受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者 (以下技術者等という) を変更できるものとする。 変更については、下記を満足することを条件とする。 ①死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合 ②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 ③橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する 時点	(1) 受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者、 監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐 (以下「 監理技術者等 」という。) を 途中交代 できるものとする。 変更については、下記を満足することを条件とする。 ①死亡、傷病、 出産、育児、介護又は退職 等、真にやむを得ない場合 ②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 ③橋梁、ポンプ、ゲート、 エレベーター、発電機・配電盤等の電機品 等の工場製作を含む工事であつて、工場から現地へ工事の現場が移行する 場合							
1	1	1	43	2	(2)	(2) 途中交代を認める際の現場対応は、以下のとおりとする。 ①交代後の技術者等に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。 ②技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者等を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。ただし、死亡、傷病の場合は除く。	(2) 途中交代を認める際の現場対応は、以下のとおりとする。 ①交代後の 監理技術者等 に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。 ② 監理技術者等 の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の 監理技術者等 を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。ただし、死亡、傷病の場合は除く。							
1	1	1	43	3	3. 監理技術者	受注者は、専任の監理技術者について建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証 (以下「資格者証」という。) の交付を受けており、かつ監理技術者講習を過去5年以内に受講した	3. 監理技術者 及び特例監理技術者	受注者は、専任の監理技術者 及び特例監理技術者 について建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証 (以下「資格者証」という。) の交付を受けており、かつ監理技術者講習を過						

現行条文 (令和3年版)						新条文 (令和4年版)						改定理由							
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下		編	章	節	条	項	以下	
1	1	1	44	2	1	2. 損傷時の処置	1	1	1	44	2	1	2. 損傷時の処置	1	1	1	44	2	1
1	1	1	46	1	1	契約不適合責任	1	1	1	46	1	1	契約不適合責任	1	1	1	46	1	1
1	1	1	47	1	1	1. 対象	1	1	1	47	1	1	電子納品1. 対象	1	1	1	47	1	1
1	1	1	47	6	1	6. エラーチェック等	1	1	1	47	6	1	6. エラーチェック等	1	1	1	47	6	1
							1	1	1	50	1	1	三重県における「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」						
1	2	3	1	11	1	購入土	1	2	3	1	11	1	購入土						
1	2	3	1	11	2		1	2	3	1	11	2							
1	2	3	8	1	1	建設発生土受入地	1	2	3	8	1	1	建設発生土受入地						
1	2	4	1	15	2		1	2	4	1	15	2							
1	2	4	1	25	1	25. 沈下影響の処理	1	2	4	1	25	1	25. 沈下影響の処理						
1	3	3	1	2	5	(3)	1	3	3	1	2	5	(3)						
1	3	3	1	2	6	(4)	1	3	3	1	2	6	(4)						
1	3	3	1	2	8	(6)	1	3	3	1	2	8	(6)						
1	3	3	1	2	11	(1)	1	3	3	1	2	11	(1)						
1	3	3	1	2	15	(5)	1	3	3	1	2	15	(5)						
1	3	3	1	2	24	(4)	1	3	3	1	2	24	(4)						
1	3	3	1	2	25	4)	1	3	3	1	2	25	4)						
1	3	3	1	2	26	(1)	1	3	3	1	2	26	(1)						
1	3	3	1	2	29	(3)	1	3	3	1	2	29	(3)						
1	3	3	1	2	30	(4)	1	3	3	1	2	30	(3)						
1	3	3	1	2	31	(5)	1	3	3	1	2	31	(4)						
1	3	3	1	3	3	(2)	1	3	3	1	3	3	(2)						
1	3	3	2	8	2	強度の判定 (普通ポルトランドセメント)	1	3	3	2	8	2	強度の判定 (普通ポルトランドセメント)						
1	3	3	2	9	2	強度の判定 (高炉セメント)	1	3	3	2	9	2	強度の判定 (高炉セメント)						
1	3	3	2	11	1	コンクリートの配合	1	3	3	2	11	1	コンクリートの配合						
1	3	3	2	14	1	施工管理	1	3	3	2	14	1	施工管理						

現行条文 (令和3年版)						新条文 (令和4年版)						改定理由								
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下		編	章	節	条	項	以下		
1	3	5	4	3	3	(2)	1	3	5	4	3	3	(2)	1	3	5	4	3	JIS名称変更にもなう	
							1	3	6	5	4	1	4. 狭隙・過密鉄筋箇						狭隙・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その所における締固め	
							1	3	6	9	5	1	その他						(1)床版コンクリート、壁高欄及び地覆部の養生にシートを併用する散水養生以外の方法を実施した場合は、橋梁台帳の【基本諸元】の備考欄に養生に使用した材料及び工法名等を記載するものとする。 (2)橋面舗装を行う場合は、施工計画を作成するにあたり、橋梁台帳の備考欄を確認し、床版工事に於いて実施された養生方法を記載すること。	
1	3	7	1	6	3	(2)	1	3	7	1	6	3	(2)	1	3	7	1	6	3	本試験に関する資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。測定結果については、測定結果報告書を作成し、測定後随時、監督員に提出するものとする。
2	2	8	3	0	2		2	2	8	3	0	2		2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年4月改正政令第148号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。
2	2	12	1	0	6		2	2	12	1	0	6		2	2	12	1	0	6	JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)
2	2	13	2	0	10		2	2	13	2	0	10		2	2	13	2	0	10	JIS C 8430 (硬質ポリ塩化ビニル電線管)
3	1	1	9	3	1	3. 工事書類の提出	3	1	1	9	3	1	3. 工事書類の提出							受注者は、工事書類の提出は、表3-1-2に基づき実施するものとする。なお、作成にあたっては第1編1-1-1-47第8項により、監督員と作成媒体(紙と電子の別)を協議するものとする。
3	1	1	10	2	1	実施内容	3	1	1	10	2	1	実施内容							受注者は、創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に施工計画に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し報告することができる。なお、実施状況報告様式については、一覧表形式とすることができる。
3	2	2	0	0	17		3	2	2	0	0	17		3	2	2	0	0	17	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)
3	2	2	0	0	28		3	2	2	0	0	28		3	2	2	0	0	28	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧(平成24年4月)
3	2	2	0	0	33		3	2	2	0	0	33		3	2	2	0	0	33	建設業労働災害防止協会 すい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(平成24年3月)
3	2	3	2	4	8	(7)	3	2	3	2	4	8	(7)	3	2	3	2	4	8	以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。
3	2	3	2	4	9	①	3	2	3	2	4	9	①	3	2	3	2	4	9	凍結防止材を散布する区間
3	2	3	2	4	10	②	3	2	3	2	4	10	②	3	2	3	2	4	10	交通量が非常に多い期間
3	2	3	2	4	11	③	3	2	3	2	4	11	③	3	2	3	2	4	11	海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)
							3	2	3	2	4	12	④	3	2	3	2	4	12	温泉地帯など
							3	2	3	2	4	13	⑤	3	2	3	2	4	13	雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所
3	2	3	2	5	3	(2)	3	2	3	2	5	3	(2)	3	2	3	2	5	3	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の550g/㎡(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種(HDZ35)の350g/㎡(片面の付着量)以上としなければならない。
3	2	3	2	5	4	(3)	3	2	3	2	5	4	(3)	3	2	3	2	5	4	ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。
3	2	3	2	6	3	①	3	2	3	2	6	3	①	3	2	3	2	6	3	受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。
3	2	3	2	6	25		3	2	3	2	6	25		3	2	3	2	6	25	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/㎡(片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。
3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準	3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛めっきの基準							受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の550g/㎡(片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/㎡以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/㎡(片面の付着量)以上としなければならない。
3	2	3	7	3	1	3. 亜鉛めっき地肌の基準	3	2	3	7	3	1	3. 亜鉛めっき地肌の基準							塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/㎡(片面付着量)以上とするよう施工しなければならない。
3	2	3	8	8	5	②	3	2	3	8	8	5	②	3	2	3	8	8	5	なお、撮影したDVD等の記録媒体は別途定める施工確認書と整備・保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時に納品する。
3	2	3	13	10	1	10. PC鋼材工及び緊張工	3	2	3	13	10	1	10. PC鋼材工及び緊張工							受注者は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編20.9(PC鋼材工及び緊張工)に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、完成時に納品する。
3	2	3	13	11	1	11. グラウトの配合														グラウトの配合は表3-5-1とするが、受注者はコンクリート標準示方書施工編(土木学会)第12章及び標準編(土木学会)9. PCグラウト試験方法に示す品質と、強度の確認のため試験練りを実施し、設計図書に示す品質が得られることを確認するものとする。ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。表3-5-1
3	2	3	13	12	1	12. グラウトの施工	3	2	3	13	12	1	12. グラウトの施工							(2)
3	2	3	15	1	1	1. 円筒型枠の施工	3	2	3	15	1	1	1. 円筒型枠の施工							受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。
3	2	3	24	3	1	3. バックアップ材	3	2	3	24	3	1	3. バックアップ材							バックアップ材については、ミルシートのみを工事完成時に納品する。なお、施工途中において監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
3	2	3	25	3	4	3. 橋歴板記載事項	3	2	3	25	3	4	3. 橋歴板記載事項							受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。
3	2	4	4	13	2	(1)	3	2	4	4	13	2	(1)	3	2	4	4	13	2	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力)コンクリートくいの施工標準)の規格によらなければならない。
3	2	4	4	13	3	(2)	3	2	4	4	13	3	(2)	3	2	4	4	13	3	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(既製)コンクリートくいの施工標準)の規定による。
3	2	4	4	13	4	(3)	3	2	4	4	13	4	(3)	3	2	4	4	13	4	受注者は、杭の継手はJIS A 7201(既製)コンクリートくいの施工標準)の規定による。
3	2	4	4	14	1	14. 杭支持層の確認・記録	3	2	4	4	14	1	14. 杭支持層の確認・記録							受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201(既製)コンクリートくいの施工標準)7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。
							3	2	4	4	33	1	33. 指定仮設の場合の管理							指定仮設の場合にも本設同様の施工管理とする。
3	2	4	9	26	1	26. 溶接記録の整備	3	2	4	9	26	1	26. 溶接記録の整備							受注者は、本条第11項(7)及び(8)の当該記録を整備および保管し、完成時に納品するものとする。なお、施工途中において監

現行条文 (令和3年版)					新条文 (令和4年版)					改定理由	
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下		
3	2	5	1	11	1	3	2	5	1	11	
3	2	6	3	30	1	3	2	6	3	30	
3	2	6	6	4	1	3	2	6	6	4	
3	2	6	14	7	1	3	2	6	14	7	
3	2	6	19	18	1	3	2	6	19	18	
3	2	7	5	4	10	3	2	7	5	4	
3	2	7	5	4	11	3	2	7	5	4	
3	2	7	5	4	12	3	2	7	5	4	
3	2	10	16	9	1	3	2	10	16	9	
3	2	10	16	10	1	3	2	10	16	10	
3	2	12	3	3	4	3	2	12	3	3	
3	2	12	3	3	6	3	2	12	3	3	
3	2	12	7	1	8	3	2	12	7	1	
3	2	12	11	13	1	3	2	12	11	13	
3	2	14	4	23	1	3	2	14	4	23	
3	2	17	3	39	1	3	2	17	3	39	
3	2	18	2	5	1	3	2	18	2	5	
6	3	2	0	2	4	6	3	2	0	2	
6	3	2	0	5	6	6	3	2	0	5	
6	3	2	0	6	7	6	3	2	0	6	
6	4	2	0	0	10	6	4	2	0	0	
6	4	2	0	0	11	6	4	2	0	0	
6	5	1	0	5	1	6	5	1	0	5	
6	8	7	2	3	1	6	8	7	2	3	
8	1	8	9	1	2	8	1	8	9	1	
10	1	11	4	5	1	10	1	11	4	5	
10	1	11	5	5	1	10	1	11	5	5	
10	2	2	0	0	13	10	2	2	0	0	
10	2	2	0	0		10	2	2	0	0	
10	2	2	0	0		10	2	2	0	0	
10	2	4	2	2	2	10	2	4	2	2	
10	2	4	4	3	1	10	2	4	4	3	
10	2	8	1	3	1	10	2	8	1	3	
10	2	11	2	14	1	10	2	11	2	14	
10	2	1	2	14	2	10	2	1	2	14	
10	2	1	5	2	4	10	2	1	5	2	
10	4	2	0	0	8	10	4	2	0	0	
10	4	2	0	0	12	10	4	2	0	0	
10	4	2	0	0	14	10	4	2	0	0	
10	4	2	0	0	16	10	4	2	0	0	
10	4	2	0	0		10	4	2	0	0	
10	4	2	0	0		10	4	2	0	0	
10	4	2	0	0		10	4	2	0	0	
10	4	2	0	0		10	4	2	0	0	

現行条文 (令和3年版)						新条文 (令和4年版)						改定理由										
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下		編	章	節	条	項	以下				
10	6	1	0	0	11	11. 施工中の観察	受注者は、施工中の観察記録を整備・保管し完成時に納品するとともに、施工途中において監督員または検査員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	10	5	2	0	0	12	日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)								
10	6	2	0	0	16	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)		10	5	2	0	0	13	日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)								
10	6	4	2	8	1	8. 継ぎ材	継ぎ材 (タイロッド) の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼1種 (SR235) とする。	10	5	2	0	0	14	日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年10月)								
10	6	4	2	10	1	10. ボルト等	鋼製支保及びタイロッドに使用する六角ボルトはJIS B 1180、六角ナットはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。	10	6	2	0	0	16	建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)								
10	6	6	4	7	1	7. 縦方向打継目	受注者は、インパットコンクリートの縦方向打継目を、やむを得ず設ける場合は、中央部に1ヶ所とする。	10	6	4	2	8	1	8. 継ぎ材	継ぎ材 (タイロッド) の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼1種 (SR235) とする。							
10	7	3	6	3	1	3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。	10	6	4	2	10	1	10. ボルト等	鋼製支保及びタイロッドに使用する六角ボルトはJIS B 1180、六角ナットはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。							
10	7	3	6	3	2		なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	6	6	4	7	1	7. 縦方向打継目	受注者は、インパットコンクリートの縦方向打継目を、やむを得ず設ける場合は、中央部に1ヶ所とする。							
10	7	3	6	3	1		受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	7	3	6	3	1	3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。							
10	7	3	6	3	2		なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	7	3	6	3	2		なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。							
10	8	2	0	0	9		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月)	10	8	2	0	0	9		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)							
10	8	2	0	0	13		日本道路協会鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)	10	8	2	0	0	9		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)							
10	8	2	0	0	21		日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	10	8	2	0	0	20		日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)							
10	8	3	1	4	1	4. 施工計画書 (2)	受注者は、工場製作の施工について、第10編10-5-3-1 2. 施工計画書のとおりとする。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、施工計画書の内容を省略できるものとする。	10	8	3	1	4	1	4. 施工計画書 (2)	受注者は、工場製作の施工について、第10編10-5-3-1 2. 施工計画書のとおりとする。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、施工計画書の内容を省略できるものとする。							
10	8	5	6	4	1	4. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	4	1	4. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。							
10	10	2	0	0	6		日本道路協会道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)	10	8	5	6	4	2		なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。							
10	10	2	0	0	6		日本道路協会道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)	10	10	2	0	0	6		日本道路協会道路構造令の解説と運用 (令和3年3月)							
10	14	1	0	0	11	9. 道路上の維持作業	受注者は、道路上の維持作業にあたっては、その日のうちに作業を終了させるものとし、交通に支障のないよう跡片付け及び清掃を行い、終了後直ちに監督員に連絡しなければならない。やむを得ずその日のうちに作業が終了しない場合には、監督員に連絡するとともに、交通に危険がないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。	10	14	1	0	0	11	9. 道路上の維持作業	受注者は、道路上の維持作業にあたっては、その日のうちに作業を終了させるものとし、交通に支障のないよう跡片付け及び清掃を行い、終了後直ちに監督員に連絡しなければならない。やむを得ずその日のうちに作業が終了しない場合には、監督員に連絡するとともに、交通に危険がないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。							
10	16	24	4	33	1	33. 無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂	無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂は、表10-17-2、3、シールおよびバテ用エポキシ樹脂については、第2編2-2-13-1エポキシ系樹脂接着剤の表2-2-18の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を提出するものとする。	10	16	24	4	33	1	33. 無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂	無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂は、表10-17-2、3、シールおよびバテ用エポキシ樹脂については、第2編2-2-13-1エポキシ系樹脂接着剤の表2-2-18の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を提出するものとする。							
10	16	24	4	33	2		表10-17-2 無収縮モルタル (プレミックスタイプ) の試験項目と規格	10	16	24	4	33	2		表10-17-2 無収縮モルタル (プレミックスタイプ) の試験項目と規格							
10	16	24	4	33	3	表10-17-2 (表中)	土木学会「膨張材を用いた充填モルタルの施工要領」※	10	16	24	4	33	3	表10-17-2 (表中)	土木学会「膨張材を用いた充填モルタルの施工要領」※							
10	16	24	4	34	1	34. 塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚	塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月 (社) 日本道路協会) によるC-5系を基本とする。	10	16	24	4	34	1	34. 塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚	塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成26年3月 (社) 日本道路協会) によるC-5系を基本とする。							
12	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 (共通図書) 国土交通省 建設工事公衆災害防止対策要綱 (令和元年9月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日) 国土交通省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月) 国土交通省 薬液注入工事に係る施工管理について (平成2年9月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月) 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 (2019年版) 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 (2010年版) 土木学会 トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (2016年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (2016年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (2016年8月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (2018年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (案) (平成24年6月) 日本道路協会 道路土工-仮設構造物指針 (平成11年3月) 日本道路協会 道路土工-カルバート指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工-要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策指針 (平成24年8月) <u>(下水道用図書)</u> 日本下水道協会 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (2004年版) <u>日本下水道協会 下水道工事施工管理指針と解説 (1989年版)</u> 日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説 (2014年版) 日本下水道協会 下水道排水設備指針と解説 (2016年版) (財)下水道新技術推進機構 FRPM管によるシールド二次覆工技術マニュアル (2004年3月)	12	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 国土交通省 建設工事公衆災害防止対策要綱 (令和元年9月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日) 国土交通省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月) 国土交通省 薬液注入工事に係る施工管理について (平成2年9月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月) 日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 (2019年版) <u>日本下水道協会 下水道維持管理指針 (2014年版)</u> 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 (2010年版) 土木学会 トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (2016年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (2016年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (2016年8月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (2018年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (案) (平成24年6月) 日本道路協会 道路土工-仮設構造物指針 (平成11年3月) 日本道路協会 道路土工-カルバート指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工-要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策指針 (平成24年8月) 日本下水道協会 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (2004年版) 日本下水道協会 下水道施設の耐震対策指針と解説 (2014年版) 日本下水道協会 下水道排水設備指針と解説 (2016年版) (財)下水道新技術推進機構 FRPM管によるシールド二次覆工技術マニュアル (2004年3月)							
12	1	3	2	1	1	材料	1. 受注者は、使用する下水道材料が次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。 (1) 鉄筋コンクリート管 JSWAS A-1 (下水道用鉄筋コンクリート管) <u>JSWAS A-6 (下水道用鉄筋コンクリート卵形管)</u> JSWAS A-9 (下水道用台付鉄筋コンクリート管) (2) ボックスカルバート JSWAS A-12 (下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート) JSWAS A-13 (下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート) (3) 硬質塩化ビニル管 JSWAS K-1 (下水道用硬質塩化ビニル管) <u>JSWAS K-3 (下水道用硬質塩化ビニル卵形管)</u> JSWAS K-13 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管) (4) 強化プラスチック複合管 JSWAS K-2 (下水道用強化プラスチック複合管) (5) レジンコンクリート管 JSWAS K-11 (下水道用レジンコンクリート管) (6) ポリエチレン管 JSWAS K-14 (下水道用ポリエチレン管)	12	1	3	2	1	1	材料	1. 受注者は、使用する下水道材料が次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。 (1) 鉄筋コンクリート管 JSWAS A-1 (下水道用鉄筋コンクリート管) JSWAS A-9 (下水道用台付鉄筋コンクリート管) (2) ボックスカルバート JSWAS A-12 (下水道用鉄筋コンクリート製ボックスカルバート) JSWAS A-13 (下水道用プレストレストコンクリート製ボックスカルバート) (3) 硬質塩化ビニル管 JSWAS K-1 (下水道用硬質塩化ビニル管) JSWAS K-13 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管) (4) 強化プラスチック複合管 JSWAS K-2 (下水道用強化プラスチック複合管) (5) レジンコンクリート管 JSWAS K-11 (下水道用レジンコンクリート管) (6) ポリエチレン管 JSWAS K-14 (下水道用ポリエチレン管)							

現行（令和3年版）

改定案（令和4年版）

図1-1-2 標示板の例

図1-1-2 標示板の例

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇 〇 〇 〇 工事

発注者 □□□□事務所
電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ご協力をお願いします

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇 〇 〇 〇 工事

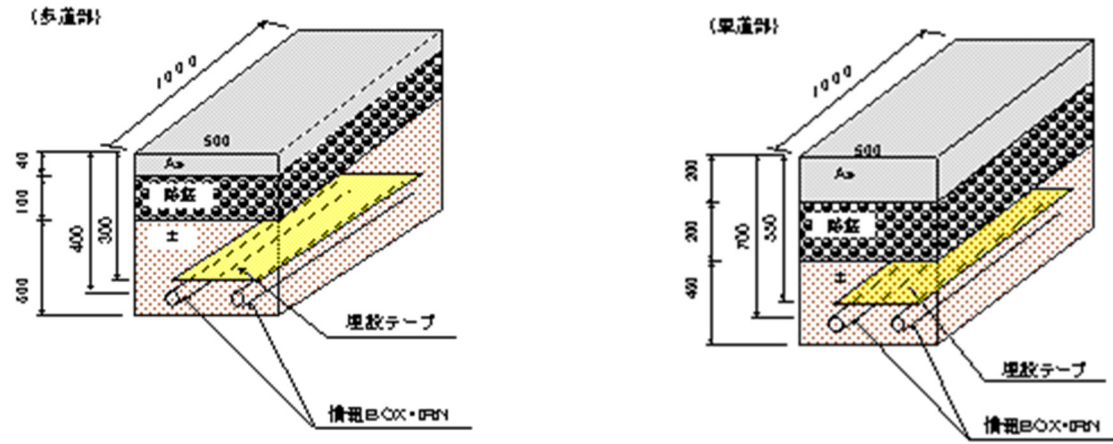
発注者 □□□□事務所
電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

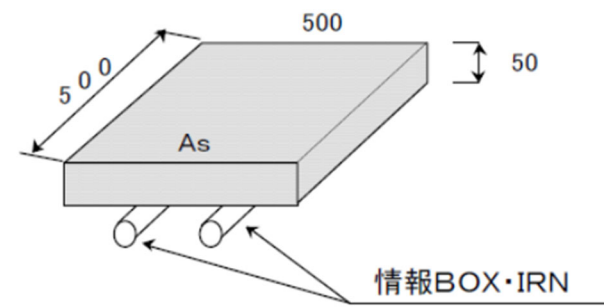
現行（令和3年版）

1-1-1-27 工事中の安全確保
 22. 情報BOX等の埋設管路の事故防止
 (5) 試掘の形状

① 直線部及び平面屈曲部



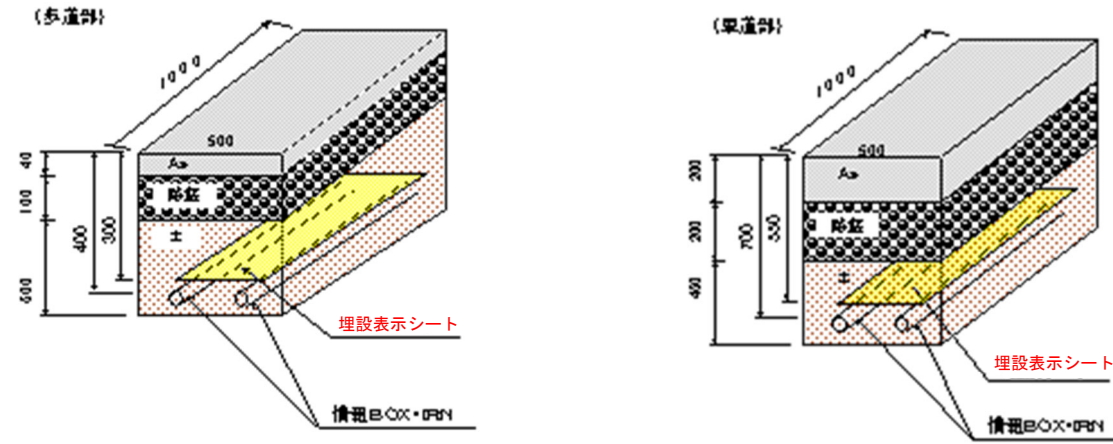
① 縦断屈曲部



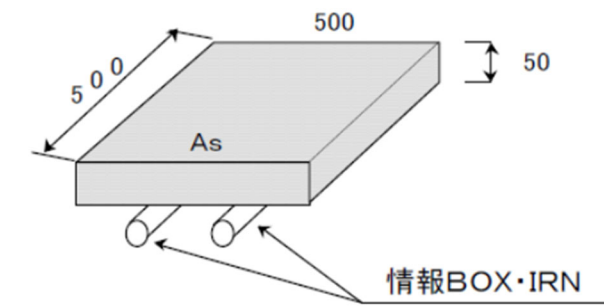
改定案（令和4年版）

1-1-1-27 工事中の安全確保
 22. 情報BOX等の埋設管路の事故防止
 (5) 試掘の形状

① 直線部及び平面屈曲部



② 縦断屈曲部



現行（令和3年版）

情報BOX・IR Nの [事故防止のための手順]

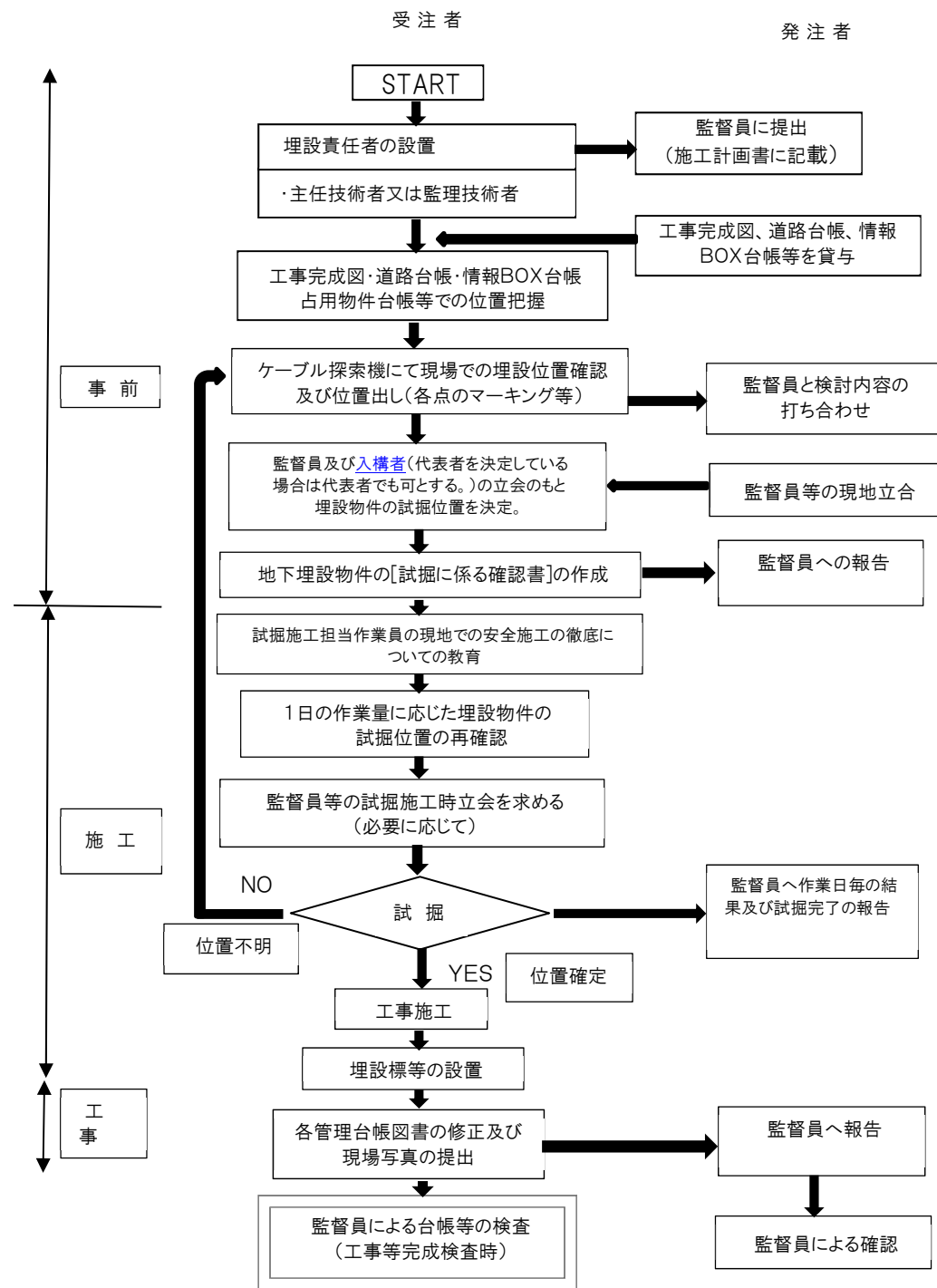


図1-1

改定案（令和4年版）

情報BOX・IR Nの [事故防止のための手順]

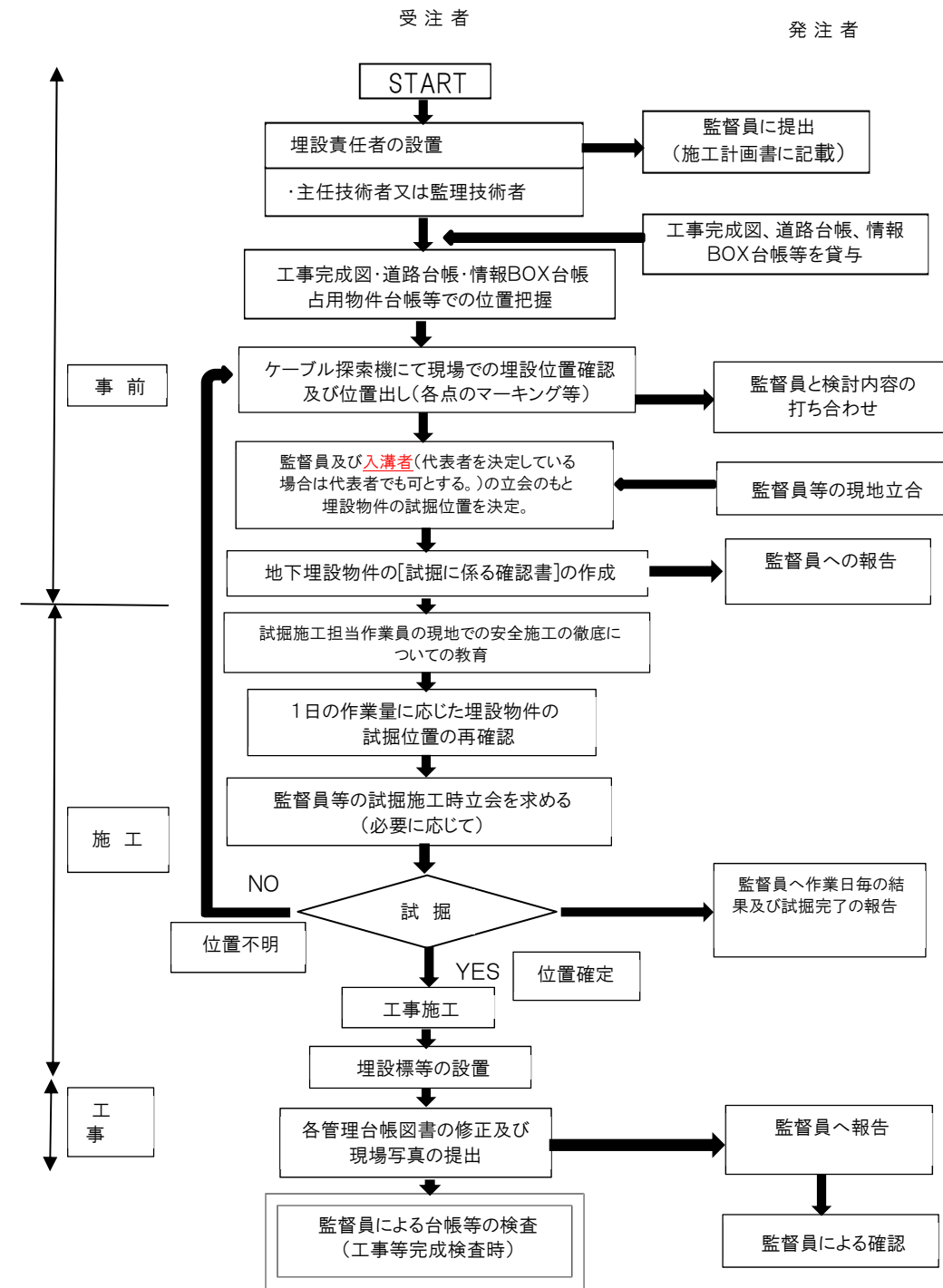


図1-1

現行（令和3年版）

改定案（令和4年版）

表1-2-3 伐開除根作業

表1-2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高1mを 越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左
盛土高1m以下 の場合	根からすきとる	//	抜根除去	//

表1-2-3 伐開除根作業

表1-2-3 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高1mを 超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
盛土高1m以下 の場合	根からすきとる			

1-3-3-1 一般事項
3. 銘板(5)

<参考> 銘板記入例 (樋管工)

〇〇〇〇樋管
 完成 2000年 〇月
 工事名:平成〇〇年度 〇〇〇〇工事
 三重県 〇〇事務所
 巾 m 高 m
 長 m 計画排水量 m³/s
 適用示方書 コンクリート標準示方書 (H8.3)
 コンクリート配合
 設計強度 24N/mm²
 水セメント比 〇〇%
 骨材最大寸法 〇〇mm
 高炉セメントB種
 施工 〇〇建設(株)
 監理技術者 〇〇〇〇
 現場代理人 〇〇〇〇
 コンクリートプラント 〇〇生コン(株)
 設計 〇〇コンサルタント(株)
 管理技術者 〇〇〇〇

<参考> 銘板記入例 (橋梁下部工)

〇〇〇〇高架橋
 下部工 橋台A1、橋脚 P1、P2
 工事名 平成〇〇年度 〇〇〇〇工事
 工事発注者 三重県 〇〇事務所
 平成 年 月完成
 <構造物諸元>
 橋長 200m ; 幅員 27.5m
 構造規格 3種1級、B活荷重
 適用示方書 道路橋示方書(H8.12)、コンクリート標準示方書(H8.3)
 コンクリートの配合 設計強度 24N/mm² 水セメント比5.3% MS2.5mm
 最大骨材寸法2.5mm 高炉セメントB種
 基礎杭 場所打杭 径1.200mm 6~8本/基
 コンクリート設計強度24N/mm² 水セメント比5.4%
 最大骨材寸法2.5mm 高炉セメントB種
 <関係技術者>
 調査・設計担当
 △△建設コンサルタント(株)
 管理技術者 〇〇〇〇
 施工担当
 △△建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 □□建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 ◎◎建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 コンクリートプラント 〇〇生コン(株)

1-3-3-1 一般事項
3. 銘板(5)

<参考> 銘板記入例 (樋管工)

〇〇〇〇樋管
 完成 2000年 〇月
 工事名:令和〇〇年度 〇〇〇〇工事
 三重県 〇〇事務所
 巾 m 高 m
 長 m 計画排水量 m³/s
 適用示方書 コンクリート標準示方書 (2007)
 コンクリート配合
 設計強度 24N/mm²
 水セメント比 〇〇%
 骨材最大寸法 〇〇mm
 高炉セメントB種
 施工 〇〇建設(株)
 監理技術者 〇〇〇〇
 現場代理人 〇〇〇〇
 コンクリートプラント 〇〇生コン(株)
 設計 〇〇コンサルタント(株)
 管理技術者 〇〇〇〇

<参考> 銘板記入例 (橋梁下部工)

〇〇〇〇高架橋
 下部工 橋台A1、橋脚 P1、P2
 工事名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事
 工事発注者 三重県 〇〇事務所
 平成 年 月完成
 <構造物諸元>
 橋長 200m ; 幅員 27.5m
 構造規格 3種1級、B活荷重
 適用示方書 道路橋示方書(H29.11)、コンクリート標準示方書(2007)
 コンクリートの配合 設計強度 24N/mm² 水セメント比5.3% MS2.5mm
 最大骨材寸法2.5mm 高炉セメントB種
 基礎杭 場所打杭 径1.200mm 6~8本/基
 コンクリート設計強度24N/mm² 水セメント比5.4%
 最大骨材寸法2.5mm 高炉セメントB種
 <関係技術者>
 調査・設計担当
 △△建設コンサルタント(株)
 管理技術者 〇〇〇〇
 施工担当
 △△建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 □□建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 ◎◎建設(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 コンクリートプラント 〇〇生コン(株)

現行（令和3年版）

改定案（令和4年版）

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度 (60°C) mm ² /S	80~1,000
引火点 °C	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度 (15°C) g/cm ³	報告
組成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

項目	標準的性状
動粘度 (60°C) mm ² /S	80~1,000
引火点 °C	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60°C)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度 (15°C) g/cm ³	報告
組成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。

現行（令和3年版）

表3-1 標準配合表

表3-1 標準配合表

No.	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	単位セメント量 (kg)	空気量 (%)	JIS規格の有無	摘 要
1	PC横桁・PC桁間コンクリート・PCホーロースラブの間隔	普通	30	12	25	N	—	4.5	○	
2	PCスラブ桁の間詰	普通	24	12	25	N	—	4.5	○	
3	PCボステン主桁	普通	40	12	25	H	—	4.5	○	
4	合成床版	普通	30	12	25	N	—	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	普通	24	12	25	N	—	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆、壁高欄	普通	24	12	25	B B	—	4.5	○	
7	場所打杭 水中：ベント杭 リバース杭	普通	30	18	25	B B	350以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	普通	24	12	25	B B	—	4.5	○	
9	トンネル覆工用 (機械打設)	普通	18	15	40	B B	—	4.5	○	単位セメント量 270以上
10	トンネル施工用 (インパート打設)	普通	18	8	40	B B	—	4.5	○	単位セメント量 240以上 側壁導坑の一次履工 含む
11	(鉄筋コンクリート)水門 ・排水機場(上屋を除く) ・堰(鉄筋コンクリート) 橋台・橋脚・管渠類・鉄筋コンクリート擁壁・樋門・樋管	普通	24	12	25	B B	—	4.5	○	
12	河川護岸及び砂防護岸に使用する石積 (張)胴裏込	普通	18	8	25	B B	—	4.5	○	
13	厚16cm未満の側溝・集水溝・石積(張)胴裏込・管渠	普通	18	8	25	B B	—	4.5	○	
14	重力擁壁、モタレ擁壁	普通	18	8	40	B B	—	4.5	○	
15	石積・ストンガード・標識及び照明灯基礎・厚16cm以上の側溝等	普通	18	8	40	B B	—	4.5	○	
16	重力式橋台	普通	21	8	40	B B	—	4.5	○	
17	均しコンクリート	普通	18	8	40	B B	—	4.5	○	
18	セメントコンクリート舗装	舗装	(曲げ強度) 4.5	2.5	40	N	—	4.5	○	単位セメント量 280~350
19	(河川)護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張(平場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	B B	—	4.5	○	
20	(河川)護岸コンクリート張(法面)	普通	18	3	40	B B	—	4.5	—	
21	(河川・海岸)護岸均しコンクリート	普通	—	3	25	B B	170以上	—	—	
22	(海岸)波返し・表法張・基礎(*8)	普通	24	8	40	B B	—	4.5	○	
23	(海岸)無筋コンクリート擁壁(*8)	普通	24	8	40	B B	—	4.5	○	
24	(海岸)根固ブロック10t以上(*8)(*12)	普通	24	5	40	B B	—	(4.0)	○	
25	(砂防)主副堰堤、側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	普通	18	5	40	B B	—	4.0	○	現場配合の場合は設計図書に示す
26	(砂防)堤冠(膠石コンクリート)	普通	—	—	40	B B	600以上	—	—	水セメント比は(34)程度とする
27	(砂防)堤冠(富配合コンクリート)	普通	—	5	40	B B	300以上	4.0	—	水セメント比は(40)程度とする 現場配合の場合は設計図書に示す
28	(砂防)渓流保全工・護岸(砂防)10t未満根固ブロック	普通	18	5	40	B B	—	4.5	○	現場配合の場合は設計図書に示す

改定案（令和4年版）

表3-1 標準配合表

表3-1 標準配合表

No.	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類	単位セメント量 (kg)	空気量 (%)	JIS規格の有無	摘 要
1	PC横桁・PC桁間コンクリート・PCホーロースラブの間隔	普通	30	12	25	N	—	4.5	○	
2	PCスラブ桁の間詰	普通	24	12	25	N	—	4.5	○	
3	PCボステン主桁	普通	40	12	25	H	—	4.5	○	
4	合成床版	普通	30	12	25	N	—	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版 (鉄筋コンクリート) 側溝蓋	普通	24	12	25	N	—	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆、壁高欄	普通	24	12	25	B B	—	4.5	○	
7	場所打杭 水中：ベント杭 リバース杭	普通	30	18	25	B B	350以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	普通	24	12	25	B B	—	4.5	○	
9	トンネル覆工用 (機械打設)	普通	18	15	40	B B	—	4.5	○	単位セメント量 270以上
10	トンネル施工用 (インパート打設)	普通	18	8	40	B B	—	4.5	○	単位セメント量 240以上 側壁導坑の一次履工 含む
11	(鉄筋コンクリート)水門 ・排水機場(上屋を除く) ・堰(鉄筋コンクリート) 橋台・橋脚・管渠類・鉄筋コンクリート擁壁・樋門・樋管	普通	24	12	25	B B	—	4.5	○	
12	河川護岸及び砂防護岸に使用する石積 (張)胴裏込	普通	18	8	25	B B	—	4.5	○	
13	厚16cm未満の側溝・集水溝・石積(張)胴裏込・管渠	普通	18	8	25	B B	—	4.5	○	
14	重力擁壁、モタレ擁壁	普通	18	8	40	B B	—	4.5	○	
15	石積・ストンガード・標識及び照明灯基礎・厚16cm以上の側溝等	普通	18	8	40	B B	—	4.5	○	
16	重力式橋台	普通	21	8	40	B B	—	4.5	○	
17	均しコンクリート	普通	18	8	40	B B	—	4.5	○	
18	セメントコンクリート舗装 (セットフォーム工法)	舗装	(曲げ強度) 4.5	2.5	40	N	—	4.5	○	単位セメント量 280~350
19	セメントコンクリート舗装 (スリップフォーム工法)	舗装	(曲げ強度) 4.5	3.5~4.0	40	N	—	4.5	○	単位セメント量 280~350
20	(河川)護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張(平場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	B B	—	4.5	○	
21	(河川)護岸コンクリート張(法面)	普通	18	3	40	B B	—	4.5	—	
22	(河川・海岸)護岸均しコンクリート	普通	—	3	25	B B	170以上	—	—	
23	(海岸)波返し・表法張・基礎(*8)	普通	24	8	40	B B	—	4.5	○	
24	(海岸)無筋コンクリート擁壁(*8)	普通	24	8	40	B B	—	4.5	○	
25	(海岸)根固ブロック10t以上(*8)(*12)	普通	24	5	40	B B	—	(4.0)	○	
26	(砂防)主副堰堤、側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	普通	18	5	40	B B	—	4.0	○	現場配合の場合は設計図書に示す
27	(砂防)堤冠(膠石コンクリート)	普通	—	—	40	B B	600以上	—	—	水セメント比は(34)程度とする
28	(砂防)堤冠(富配合コンクリート)	普通	—	5	40	B B	300以上	4.0	—	水セメント比は(40)程度とする 現場配合の場合は設計図書に示す
29	(砂防)渓流保全工・護岸(砂防)10t未満根固ブロック	普通	18	5	40	B B	—	4.5	○	現場配合の場合は設計図書に示す

現行（令和3年版）

3-1-1-4 監督員による確認及び立会等

表3-1-1(1) 段階確認一覧表

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
(略)				
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆土（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/1工事
	基礎工・根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/1工事
(略)				
ポストテンションT(I)桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工		プレミス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数
		プレミス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）	使用材料 設計図書との対比	一般： 30%程度/1構造物 重点： 60%程度/1構造物
	トンネル掘削工	土(岩)質の変化した時	土(岩)質状況、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
(略)				

改定案（令和4年版）

表3-1-1(1) 段階確認一覧表

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
(略)				
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆土（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/1工事
	基礎工・根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/1工事
(略)				
ポストテンションT(I)桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工		プレミス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数
		プレミス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）	使用材料 設計図書との対比	一般： 30%程度/1構造物 重点： 60%程度/1構造物
	トンネル掘削工	土(岩)質の変化した時	土(岩)質状況、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
(略)				

現行（令和3年版）

3-1-1-9 提出書類

表3-1-1 工事関係書類一覧表【三重県版】

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考	
		書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出			提示				
						監督員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督員へ連絡	監督員へ納品		
工事着手前	契約関係書類	現場代理人等専任通知書	工事請負契約書第10条1項 共通仕様書1-1-1-43		○		○						
		工程表	工事請負契約書第3条1項		○		○						
		建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-41-5		○		○						提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
		建退共証紙受入簿	現設時指導事項(H11.3.31)付建設省厚契発第22号		○				○				共済証紙の購入状況を把握するため、共済証紙の受払簿その他関係資料について提示を求めていることがある。
		請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項		○		○						
		VE提案書(契約後VE時)	契約後のVE提案に関する特記仕様書		○	○							
	その他	工事着手届	共通仕様書1-1-1-8-3		○		○						
		登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5		○				○				CORINSへ登録(受注・変更・完成・訂正)(旧称:工事カルテ受領書)
		—											
		—											
		再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4		○	○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
		再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5		○	○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
	1 施工計画	施工計画	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	○								
			施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1		○	○						工期や数量のわずかな変更等、軽微な変更の場合には変更施工計画書の提出は不要。変更施工計画書は、提出済みの施工計画書を変更、追加、削除を行い、提出するものとする。
		基本計画書	共通仕様書1-1-1-14		○	○							工事を一時中止する期間の工事現場の維持・管理に関する計画書、監督員に提出し承諾を得ること。
① 設計図書		設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2		○	○							契約書第18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)についても、その旨を監督員に報告すること。なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
		設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実がない場合)											
工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)				○	○								
工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異あり)				○	○								設計図書と差異があった場合のみ提出する。
工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と一致)				○				○					設計図書と一致している場合は提示とする。
下請負通知書		共通仕様書1-1-1-9		○	○								下請負に付する場合
施工体制台帳		施工体制台帳に係る書類の提出について(R3.3.5 付国官技第319号、国営建技第16号、国港技第90号) 共通仕様書1-1-1-10		○	○						(○)		
施工体系図	施工体制台帳に係る書類の提出について(R3.3.5 付国官技第319号、国営建技第16号、国港技第90号) 共通仕様書1-1-1-10		○	○								工事を施工するために下請契約を締結した場合	

改定案（令和4年版）

3-1-1-9 提出書類

表3-1-2 工事関係書類一覧表【三重県版】

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考	
		書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出			提示				
						監督員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督員へ連絡	監督員へ納品		
工事着手前	契約関係書類	現場代理人等専任通知書	工事請負契約書第10条1項 共通仕様書1-1-1-43		○		○						
		工程表	工事請負契約書第3条1項		○		○						
		建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-41-5		○		○						提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
		建退共証紙受入簿	現設時指導事項(H11.3.31)付建設省厚契発第22号		○				○				共済証紙の購入状況を把握するため、共済証紙の受払簿その他関係資料について提示を求めていることがある。
		請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項		○		○						
		VE提案書(契約後VE時)	契約後のVE提案に関する特記仕様書		○	○							
	その他	工事着手届	共通仕様書1-1-1-8-3		○		○						
		登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5		○				○				CORINSへ登録(受注・変更・完成・訂正)(旧称:工事カルテ受領書)
		—											
		—											
		再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4		○	○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
		再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5		○	○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
	1 施工計画	施工計画	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	○								
			施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1		○	○						重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督員に提出する。
		基本計画書	共通仕様書1-1-1-14		○	○							工事を一時中止する期間の工事現場の維持・管理に関する計画書、監督員に提出し承諾を得ること。
① 設計図書		設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2		○	○							契約書第18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)についても、その旨を監督員に報告すること。なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
		設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実がない場合)											
工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)				○	○								
工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異あり)				○	○								設計図書と差異があった場合のみ提出する。
工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と一致)				○				○					設計図書と一致している場合は提示とする。
下請負通知書		共通仕様書1-1-1-9		○	○								下請負に付する場合
施工体制台帳		共通仕様書1-1-1-10		○	○						(○)		「[施工体制台帳に係る書類の提出について]の一部改正について」(平成30年12月20日付国官技第62号、国営整第154号)に基づき作成する。 建設業及び営繕業以外は不要。 施工体制台帳の添付資料は提示のみとする。
施工体系図	共通仕様書1-1-1-10		○	○									

現行（令和3年版）

改定案（令和4年版）

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考		
		書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出			提示					
						監督員 担当課	契約 担当課	発注 担当課	受注者 保管	監督員 へ連絡	監督員 へ納品			
施工中	3 施工状況 工事書類	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	○										
		工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17		○	○								
		工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16		○	○								
		工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18		○	○								
		工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20		○	○								
		工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21		○	○								
		③ 施工管理	関係機関協議資料(許可後の資料)	共通仕様書1-1-36-3		○	(○)				○			許可後の資料については提示とする。ただし、監督員から請求があった場合は提出とする。
			近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-36		○	(○)				○			監督員から請求があった場合は提出する。
			材料確認書			○	○							設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
		材料納入伝票			○	(○)				○			設計図書で指定した材料や監督員から請求があった場合は提出する。	
		段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6		○	○							・契約図書で規定された場合のみ提出する。 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。 (受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書き記入する) ・監督員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
		立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1		○	○							契約図書で規定された場合のみ提出する。	
		休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2		○	(○)					○		口頭、ファクシミリ、電子メール、ASPなどにより連絡する。ただし、現道上の工事を行う場合は、口頭を適用除外とする。	
		安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-11		○					○			実施した内容について提示する。	
		④ 火薬類保安手帳及び従事者手帳 安全管理	火薬類保安手帳	共通仕様書1-1-1-28-1		○					○			火薬取扱保安責任者及び従事者が携帯する本紙
			事故速報	共通仕様書1-1-1-30		○	○					○		事故等が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を画面により速やかに報告する。
			事故発生報告書	共通仕様書1-1-1-30		○	○							事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督員から請求があった資料を提出する。
		⑤ 環境対策	特定特殊自動車の燃料購入伝票	共通仕様書1-1-1-31-7		○					○			H22/3/30特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について～国土交通省建設工事で稼働する特定特殊自動車における不適正燃料使用の徹底排除～ 軽油を燃料とする建設機械の使用にあたっては、ガソリンスタンドで販売される軽油を選択すること。
			⑤ 工程管理 工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25		○	○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。
		⑥ 出来形管理	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		○					○			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。
			出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-5-2		○	○				(○)			工事数量の計算等に当たっては、土木工事数量算出要領(案)を適用する。 契約数量以外の任意施工に係る部分(設計図書に明示していないもの)の提出は不要。
		⑦ 品質管理	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		○					○			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。品質の測定位置が分かるように略図を記載する。
			材料品質証明資料	共通仕様書2-1-2-1		○	○				(○)			設計図書で指定した材料がある場合に提出する。(様式自由)

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考		
		書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出			提示					
						監督員 担当課	契約 担当課	発注 担当課	受注者 保管	監督員 へ連絡	監督員 へ納品			
施工中	3 施工状況 工事書類	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	○										
		工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17		○	○								
		工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16		○	○								
		工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18		○	○								
		工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20		○	○								
		工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21		○	○								
		③ 施工管理	関係機関協議資料(許可後の資料)	共通仕様書1-1-36-3		○	(○)				○			許可後の資料については提示とする。ただし、監督員から請求があった場合は提出とする。
			近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-36		○	(○)				○			監督員から請求があった場合は提出する。
			材料確認書			○	○							設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
		材料納入伝票			○	(○)				○			設計図書で指定した材料や監督員から請求があった場合は提出する。	
		段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6		○	○							・契約図書で規定された場合のみ提出する。 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。 (受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書き記入する) ・監督員が臨場した場合の状況写真は不要。 ・監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
		立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1		○	○							契約図書で規定された場合のみ提出する。	
		休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2		○	(○)					○		口頭、ファクシミリ、電子メール、ASPなどにより連絡する。ただし、現道上の工事を行う場合は、口頭を適用除外とする。	
		安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-11		○					○			実施した内容について提示する。	
		④ 火薬類保安手帳及び従事者手帳 安全管理	火薬類保安手帳	共通仕様書1-1-1-28-1		○					○			火薬取扱保安責任者及び従事者が携帯する本紙
			事故速報	共通仕様書1-1-1-30		○	○					○		事故等が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を画面により速やかに報告する。
			事故発生報告書	共通仕様書1-1-1-30		○	○							事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督員から請求があった資料を提出する。
		⑤ 環境対策	特定特殊自動車の燃料購入伝票	共通仕様書1-1-1-31-7		○					○			H22/3/30特定特殊自動車に使用する燃料の原則化について～国土交通省建設工事で稼働する特定特殊自動車における不適正燃料使用の徹底排除～ 軽油を燃料とする建設機械の使用にあたっては、ガソリンスタンドで販売される軽油を選択すること。
			⑤ 工程管理 工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25		○	○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。
		⑥ 出来形管理	出来形管理資料	共通仕様書1-1-1-24-8		○					○			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。
			-											
		⑦ 品質管理	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1		○	○				(○)			指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料含む)。
			-											

現行（令和3年版）

改定案（令和4年版）

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考
		書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出		受注者 保管	監督員 へ連絡	監督員 へ返納	その他	
						監督員 担当課	発注 担当課					
施工中	中間前 払金	認定請求書	工事請負契約書第34条4項		○	○						中間前払いの条件がある工事
		履行報告書	共通仕様書1-1-1-22-7		○	○						
		請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項		○	○						
	完成 検査	指定部分完成報告書	工事請負契約書第38条1項		○	○						部分引き渡し条件がある工事
		指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項		○	○						
		請求書(指定部分完成払金)	工事請負契約書第38条1項		○	○						
	出来高 部分 完成 検査	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-22-2		○	○						
		出来高部分検査要求書	工事請負契約書第37条2項		○	○						
		出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-22-2		○	○						
	部分 使用	請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条5項		○	○						
		手直工事完了報告書	工事請負契約書第31条1項		○	○						
		修繕完了届 かし修繕引渡書	工事請負契約書第31条6項		○	○						
	工期 延長	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項		○	○						部分使用がある場合に提出する。
		工期延長願	工事請負契約書第21条		○	○						工期の延期を請求する場合に提出する。
		支給品 受領書	工事請負契約書第15条3項		○	○						支給品を受領した場合に提出する。
	建設 機械	支給品清算書	共通仕様書1-1-1-17-3		○	○						支給品を受領した場合に提出する。
		建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5		○	○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		建設機械借用書	工事請負契約書第15条3項		○	○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
	現場 発 生 品	建設機械返納書	工事請負契約書第15条3項		○	○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18		○	○						現場発生品がある場合に提出する。
産業廃棄物管理表 (マニフェスト)		共通仕様書1-1-1-19-2		○					○		産業廃棄物を搬出した場合に提示する。	
その他	-											

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考
		書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出		受注者 保管	監督員 へ連絡	監督員 へ返納	その他	
						監督員 担当課	発注 担当課					
施工中	中間前 払金	認定請求書	工事請負契約書第34条4項		○	○						中間前払いの条件がある工事
		履行報告書	共通仕様書1-1-1-25		○	○						
		請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項		○	○						
	完成 検査	指定部分完成報告書	工事請負契約書第38条1項		○	○						部分引き渡し条件がある工事
		指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項		○	○						
		請求書(指定部分完成払金)	工事請負契約書第38条1項		○	○						
	出来高 部分 完成 検査	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-22-2		○	○						
		出来高部分検査要求書	工事請負契約書第37条2項		○	○						
		出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-22-2		○	○						
	部分 使用	請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条5項		○	○						
		手直工事完了報告書	工事請負契約書第31条1項		○	○						
		修繕完了届 かし修繕引渡書	工事請負契約書第31条6項		○	○						
	工期 延長	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項		○	○						部分使用がある場合に提出する。
		工期延長願	工事請負契約書第21条		○	○						工期の延期を請求する場合に提出する。
		支給品 受領書	工事請負契約書第15条3項		○	○						支給品を受領した場合に提出する。
	建設 機械	支給品清算書	共通仕様書1-1-1-17-3		○	○						支給品を受領した場合に提出する。
		建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5		○	○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		建設機械借用書	工事請負契約書第15条3項		○	○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
	現場 発 生 品	建設機械返納書	工事請負契約書第15条3項		○	○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18		○	○						現場発生品がある場合に提出する。
産業廃棄物管理表 (マニフェスト)		共通仕様書1-1-1-19-2		○					○		受注者は、産業廃棄物が搬出される工事では、産業廃棄物管理表(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認した上で監督員に提示しなければならない。	
その他	-											

現行（令和3年版）

改定案（令和4年版）

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考			
		書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出			提示						
						監督員 担当課	発注 担当課	受注者 保管	監督員 へ連絡	監督員 へ納品	その他				
工事完成時期	契約関係書類	完成報告書	工事請負契約書第31条1項 共通仕様書1-1-1-21-1		○	○									
		工事目的物引渡書	工事請負契約書第31条4項		○		○								
		請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条1項		○		○								
	工事書類	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		○	○				(○)				施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。	
		品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		○	○				(○)				施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。	
		—													
		—													
		工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8		○	○								工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 三重県CALS電子納品運用マニュアルに基づき提出する。 (紙の工事写真帳は提出不要)	
		—													
		—													
	現場環境改善の実施状況			○	○								現場環境改善対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するとともに、実施状況について写真等を含め提出する。		
	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共通仕様書3-1-1-10		○	○								創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。		
	工事完成図書	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7		○							○	「三重県CALS電子納品運用マニュアル」に基づき、電子成果品または紙の成果品で納品する。		
		—													
	その他	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6		○					○				該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-		共通仕様書1-1-1-19-6		○					○				該当する建設資材を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
その他	—														

作成時期	種別	工事関係書類		書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考	
		書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出			提示				
						監督員 担当課	発注 担当課	受注者 保管	監督員 へ連絡	監督員 へ納品	その他		
工事完成時期	契約関係書類	完成報告書	工事請負契約書第31条1項 共通仕様書1-1-1-21-1		○	○							
		工事目的物引渡書	工事請負契約書第31条4項		○		○						
		請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条1項		○		○						
		掛金充当実績総括表	共通仕様書1-1-1-41-5		○					○			
	工事書類	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		○	○				(○)			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 度数表(ヒストグラム)については、測定結果一覧表にて代用可能なため提出不要。 ①は測定点が10点以上の場合必要。
		品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8		○	○				(○)			施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 度数表(ヒストグラム)については、測定結果一覧表にて代用可能なため提出不要。 ①は測定点が10点以上の場合必要。
		—											
		—											
		工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8		○	○							工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 三重県CALS電子納品運用マニュアルに基づき提出する。 紙の工事写真帳は提出不要 不可視部分を含め、監督員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影は省略 監督員等が確認や立会っている状況写真も不要。 排出ガス対策型建設機械(排出ガス浄化装置装着機械を含む)及び低騒音・低振動型建設機械を使用する場合、使用する建設機械の写真提出は必要ない。但し1-1-1-31の12.2に該当する機種に関しては写真等(施工現場における稼働状況等)を整理しておき監督員の要求があった場合は提示すること。
		—											
		—											
	現場環境改善の実施状況写真			○	○								現場環境改善対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するとともに、実施状況について写真等を含め提出する。
	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共通仕様書3-1-1-10		○	○								創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。
	工事完成図書	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7		○							○	「三重県CALS電子納品運用マニュアル」に基づき、電子成果品または紙の成果品で納品する。
		—											
その他	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6		○					○			該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6		○					○			該当する建設資材を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。	
その他	—												

現行（令和3年版）

16-2-14-3 標識工

反射性能（反射シートの再帰反射係数）

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
封入レンズ型	12′	5°	70	50	15	9.0	4.0
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	20′	5°	50	35	10	7.0	2.0
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
	<u>2°</u>	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
カプセルレンズ型	12′	5°	250	170	45	45	20
		30°	150	100	25	25	11
		40°	110	70	16	8.0	16
	20′	5°	180	122	25	21	14
		30°	100	<u>57</u>	14	12	8.0
		40°	95	<u>54</u>	13	7.0	11
	<u>2°</u>	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3
		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

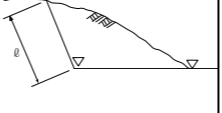
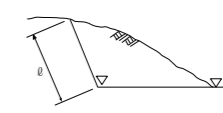
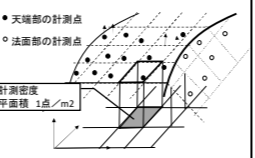
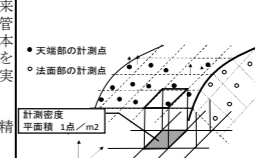


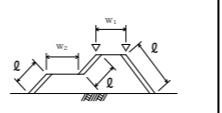
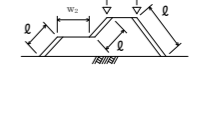
改定案（令和4年版）

16-2-14-3 標識工

反射性能（反射シートの再帰反射係数）

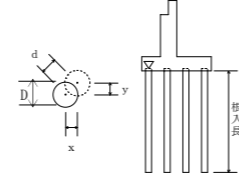
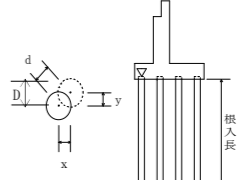
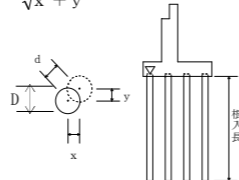
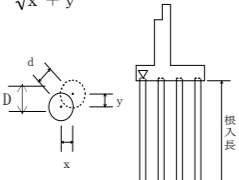
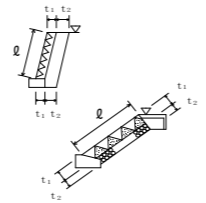
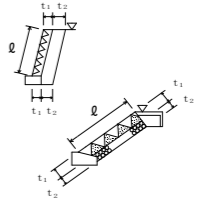
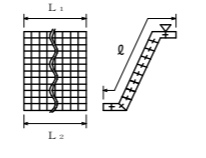
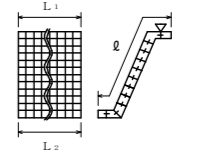
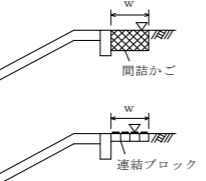
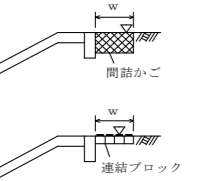
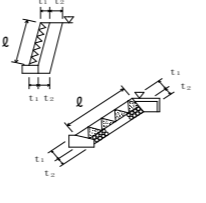
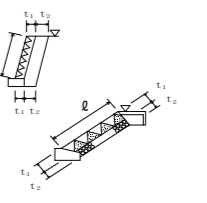
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	緑	青
封入レンズ型	12′ <u>(0.2°)</u>	5°	70	50	15	9.0	4.0
		30°	30	22	6.0	3.5	1.7
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	20′ <u>(0.33°)</u>	5°	50	35	10	7.0	2.0
		30°	24	16	4.0	3.0	1.0
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
	<u>2.0°</u>	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2
		30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
カプセルレンズ型	12′ <u>(0.2°)</u>	5°	250	170	45	45	20
		30°	150	100	25	25	11
		40°	110	70	16	8.0	16
	20′ <u>(0.33°)</u>	5°	180	122	25	21	14
		30°	100	<u>67</u>	14	12	8.0
		40°	95	<u>64</u>	13	7.0	11
	<u>2.0°</u>	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3
		30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

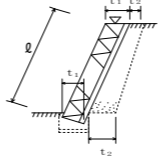
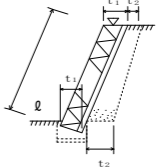
現行（令和3年度）	改定案（令和4年度）	改定理由
<p style="text-align: center;">建設工事施工管理基準（案）</p> <p>1.～ 6. （省略）</p> <p>7. その他</p> <p>（1）～（2） （省略）</p> <p>（3） 3次元データによる出来形管理</p> <p><u>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。</u></p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>※（2）情報化施工及び（3）3次元データによる出来形管理を実施する上での技術基準類は国土交通省のものを使用するものとする。その他、（3）に記載のない工種において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、必要な技術基準類は国土交通省のものを使用するものとする。</p> <p>（国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</p> <p>（4）（省略）</p>	<p style="text-align: center;">建設工事施工管理基準（案）</p> <p>1.～ 6. （省略）</p> <p>7. その他</p> <p>（1）～（2） （省略）</p> <p>（3） 3次元データによる出来形管理</p> <p><u>ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。</u></p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>※（2）情報化施工及び（3）3次元データによる出来形管理を実施する上での技術基準類は国土交通省のものを使用するものとする。その他、（3）に記載のない工種において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、必要な技術基準類は国土交通省のものを使用するものとする。</p> <p>（国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</p> <p>（4）（省略）</p>	<p>諸基準類の改定に伴う</p>

現行（令和3年版）														改定案（令和4年版）														改定理由
単位：mm														単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要					
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。			1-2-3-2	諸基準類の改定にともなう				
					法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≧5m 法長-4%	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 土工編 計測技術（断面管理の場合） 」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書												ℓ<5m -200 ℓ≧5m 法長-4%	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。								
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）	平場	標高較差 ±50	平均値	個々の計測値 ±150			1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）	平場	標高較差 ±50	平均値	個々の計測値 ±150			諸基準類の改定にともなう				
					法面 （小段含む）	水平または 標高較差 ±70		±160	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 土工編 多点計測技術（面管理の場合） 」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。										±70	±160	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。							
									2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。																			
									3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。																			
									4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。																			
									5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。																			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）	平場	標高較差 ±50	平均値	個々の計測値 ±300			1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）	平場	標高較差 ±50	平均値	個々の計測値 ±300			諸基準類の改定にともなう				
					法面 （小段含む）	水平または 標高較差 ±70		±300	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 河川浸透工事編 」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。																			
									2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。																			
									3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。																			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			1-2-3-3	諸基準類の改定にともなう				
					法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≧5m 法長-2%	基準高は各法層で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 土工編 計測技術（断面管理の場合） 」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。																					
					幅 w ₁ , w ₂	-100																						

現行（令和3年版）														改定案（令和4年版）														改定理由
単位：mm														単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
1	共通編	2	4	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値 個々の計測値	±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平ら面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			1	共通編	2	4	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値 個々の計測値	±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平ら面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			諸基準類の改定にともなう						
1	共通編	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽ 法長ℓ 幅w ₁ , w ₂	±50 -100 -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	1	共通編	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽ 法長ℓ 幅w ₁ , w ₂	±50 -100 -100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	諸基準類の改定にともなう				
1	共通編	2	4	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値 個々の計測値	±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			1	共通編	2	4	3	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値 個々の計測値	±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			諸基準類の改定にともなう				

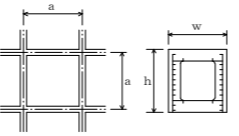
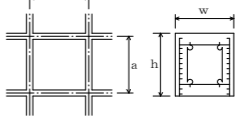
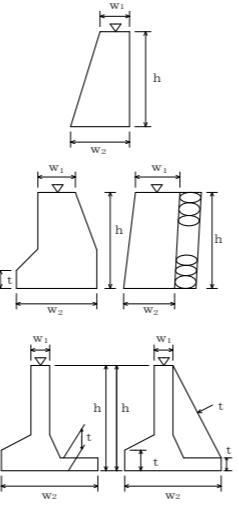
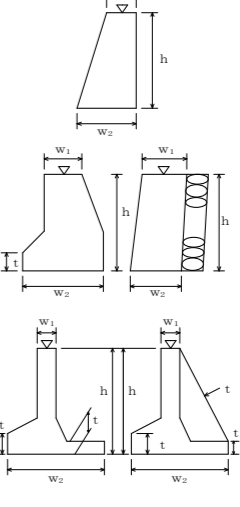
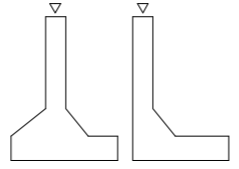
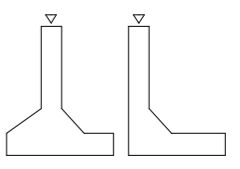
現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4	3	2	3	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4	諸基準類の改定にもなう
						根入長	設計値以上															
						変位θ	100															
3	2	3	5		縁石工 （縁石・アスカープ）	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	3-2-3-5	3	2	3	5		縁石工 （縁石・アスカープ）	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	3-2-3-5	諸基準類の改定にもなう		
3	2	3	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3	2	3	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	諸基準類の改定にもなう
						延長L	-200										1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
3	2	3	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3	2	3	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	諸基準類の改定にもなう
						幅w ₁ , w ₂	-50															
						深さh	-30															
						延長L	-200										1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					
3	2	4	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	3	2	4	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3	諸基準類の改定にもなう
						幅w	-30															
						高さh	-30															
						延長L	-200															
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	3	2	4	3	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	諸基準類の改定にもなう	
						延長L	-200															
3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	諸基準類の改定にもなう
						根入長	設計値以上															
						偏心量d	D/4以内かつ100以内															
						傾斜	1/100以内															

現行（令和3年版）														改定案（令和4年版）														改定理由
単位：mm														単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	諸基準類との整合						
						根入長	設計値以上										根入長	設計値以上										
						偏心量 d	100以内										偏心量 d	D/4以内かつ100以内										
						傾斜	1/100以内										傾斜	1/100以内										
						杭径 D	設計値以上										杭径 D	設計値以上										
3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	諸基準類の改定にともなう						
						根入長	設計値以上										根入長	設計値以上										
						偏心量 d	100以内										偏心量 d	100以内										
						傾斜	1/100以内										傾斜	1/100以内										
						杭径 D	設計径（公称径） -30以上										杭径 D	設計径（公称径） -30以上										
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	諸基準類の改定にともなう						
						法長 ϕ	$\phi < 3m$										-50	$\phi < 3m$					-50					
							$\phi \geq 3m$										-100	$\phi \geq 3m$					-100					
						厚さ（ブロック積張） t_1											-50	厚さ（ブロック積・張） t_1					-50					
						厚さ（裏込） t_2											-50	厚さ（裏込） t_2					-50					
						延長 L											-200	延長 L					-200					
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	諸基準類の改定にともなう						
						法長 ϕ	-100										法長 ϕ	-100										
						延長 L_1, L_2	-200										延長 L_1, L_2	-200										
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	諸基準類の改定にともなう						
						幅 w	-100										幅 w	-100										
						延長 L	-200										延長 L	-200										
3	2	5	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	3	2	5	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 護岸工編 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	諸基準類の改定にともなう						
						法長 ϕ	$\phi < 3m$										-50	$\phi < 3m$					-50					
							$\phi \geq 3m$										-100	$\phi \geq 3m$					-100					
						厚さ（ブロック） t_1											-50	厚さ（ブロック） t_1					-50					
						厚さ（裏込） t_2											-50	厚さ（裏込） t_2					-50					
						延長 L											-200	延長 L					-200					

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由			
単位：mm										単位：mm													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <u>護岸工編</u> 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	3	土木工事共通編	2	一般施工	5	石・ブロック積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部および下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	諸基準類の改定にともなう	
						法長ℓ	ℓ<3m										-50						
							ℓ≧3m										-100						
						厚さ（石積・張）t ₁	-50																
						厚さ（裏込）t ₂	-50																
						延長L	-200																
											3	土木工事共通編	2	一般施工	6	6	4	橋面防水工（シート系 床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認	3-2-6-6-4	新規設定

現行（令和3年版）														改定案（令和4年版）														改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう		
					平坦性	—			コンクリートの硬化後、3m ² プロファイルにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下																			
					目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																		
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	諸基準類の改定にともなう		

現行 (令和3年版)										改定案 (令和4年版)										改定理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要						
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1		全移動量 φ	φ ≤ 300mm	±2				3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1		全移動量 φ	φ ≤ 300mm	±2								
							φ > 300mm	±φ/100											φ > 300mm	±φ/100								
							組立高さ H	上, 下面加工仕上げ											±3	組立高さ H				上, 下面加工仕上げ	±3			
								コンクリート 構造用											H ≤ 300mm					±3	コンクリート 構造用	H ≤ 300mm	±3	
							普通寸法												H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て						普通寸法	H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て
																			鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14							鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14
																			鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT15							鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT15
																			削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級							削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級
																			ガス切斷寸法	JIS B 0417-1979 B級							ガス切斷寸法	JIS B 0417-1979 B級
							3 土木工事共通編	2 一般施工											12 工場製作工 共通	1				2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D ≤ 500	0 ~ +5
500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ~ +1%	500 < w, L, D ≤ 1,500mm	0 ~ +1%																									
1500 < w, L, D	0 ~ +15	1,500 < w, L, D	0 ~ +15																									
厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5	厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5																							
	20 < t ≤ 160	±2.5%		20 < t ≤ 160	±2.5%																							
	160 < t	±4		160 < t	±4																							
相対誤差	w, L, D ≤ 1000mm	1	相対誤差	w, L, D ≤ 1,000mm	1																							
	1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000		1,000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1,000																							

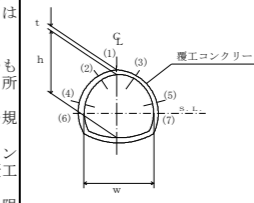
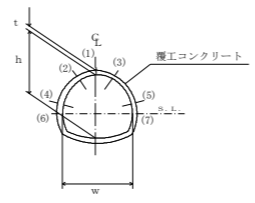
現行（令和3年版）														改定案（令和4年版）														改定理由
単位：mm														単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工 共通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 法面工編 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工 共通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	諸基準類の改定にともなう				
							$\phi \geq 10m$	-200																				
						幅 w		-30																				
						高さ h		-30																				
						枠中心間隔 a		± 100																				
延長 L		-200	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 法面工編 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																									
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	15 擁壁 工 共通	1	1	(-一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽		± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	15 擁壁 工 共通	1	一般事項 (場所打擁壁工)	基準高▽		± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1	諸基準類の改定にともなう					
						厚さ t		-20																				
						裏込厚さ		-50																				
						幅 w_1, w_2		-30																				
						高さ h	$h < 3m$										-50											
							$h \geq 3m$										-100											
						延長 L		-200									1施工箇所毎											
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	15 擁壁 工 共通	2	2	プレキャスト擁壁工	基準高▽		± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	15 擁壁 工 共通	2	プレキャスト擁壁工	基準高▽		± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2	諸基準類の改定にともなう					
						延長 L		-200									1施工箇所毎											

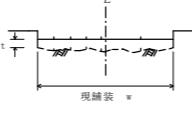
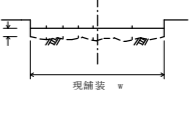
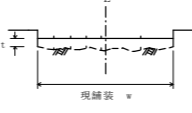
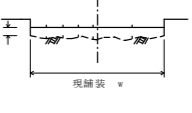
現行 (令和3年版)														改定案 (令和4年版)														改定理由
単位: mm														単位: mm														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要					
3	3	2	15	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			3-2-15-3	3	2	15	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			3-2-15-3	請基準類の改定にともなう					
						高さh	h < 3m	-50																				
							h ≥ 3m	-100																				
						鉛直度△	±0.03hかつ±300以内																					
						控え長さ(補強材の設計長)	設計値以上																					
						延長L	-200		1施工箇所毎																			
3	3	2	16	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3	3	2	16	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3	請基準類の改定にともなう							
						標高較差	0以下	+400以下																				
6	6	1	7	4	護岸付属物工	幅w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			6-1-7-4	6	1	7	4	護岸付属物工	幅w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4	請基準類の改定にともなう						
						高さh	-30																					
7	7	1	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			7-1-6-4	7	1	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	請基準類の改定にともなう						
						法長ℓ	ℓ < 5m	-100																				
							ℓ ≥ 5m	ℓ × (-2%)																				
						厚さt	-50																					
						延長L	-200																					
7	7	1	6	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			7-1-6-5	7	1	6	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5	請基準類の改定にともなう						
						法長ℓ	ℓ < 3m	-50																				
							ℓ ≥ 3m	-100																				
						厚さt	t < 100	-20																				
							t ≥ 100	-30																				
						裏込材厚t'	-50																					
						延長L	-200																					

現行 (令和3年版)										改定案 (令和4年版)										改定理由																																																																																																					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要																																																																																																			
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 橋造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-7-9	10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9	諸基準類の改定にともなう アンカーボルトの計測位置の明確化																																																																																																			
					厚さ t	-20								天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-20									敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50							高さ h	-50							天端長 e ₁	-50							敷長 e ₂	-50							橋脚中心間距離 e	±30							支間長及び中心線の変位	±50							支承部アンカーボルトの箱抜き規格																						計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。									平面位置	±20										アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下				
					天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-20								敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50									高さ h	-50							天端長 e ₁	-50							敷長 e ₂	-50							橋脚中心間距離 e	±30							支間長及び中心線の変位	±50							支承部アンカーボルトの箱抜き規格																						計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。										平面位置	±20										アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下											
					敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50								高さ h	-50									天端長 e ₁	-50							敷長 e ₂	-50							橋脚中心間距離 e	±30							支間長及び中心線の変位	±50							支承部アンカーボルトの箱抜き規格																						計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。										平面位置	±20											アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																		
					高さ h	-50								天端長 e ₁	-50									敷長 e ₂	-50							橋脚中心間距離 e	±30							支間長及び中心線の変位	±50							支承部アンカーボルトの箱抜き規格																						計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。										平面位置	±20											アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																										
					天端長 e ₁	-50								敷長 e ₂	-50									橋脚中心間距離 e	±30							支間長及び中心線の変位	±50							支承部アンカーボルトの箱抜き規格																						計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。										平面位置	±20											アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																																		
					敷長 e ₂	-50								橋脚中心間距離 e	±30									支間長及び中心線の変位	±50							支承部アンカーボルトの箱抜き規格																						計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。										平面位置	±20											アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																																										
					橋脚中心間距離 e	±30								支間長及び中心線の変位	±50									支承部アンカーボルトの箱抜き規格																						計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。										平面位置	±20											アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																																																		
					支間長及び中心線の変位	±50								支承部アンカーボルトの箱抜き規格																								計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。										平面位置	±20											アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																																																										
					支承部アンカーボルトの箱抜き規格																																																																																																																				
					計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。									平面位置	±20										アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																																																																																													
					平面位置	±20											アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																																																																																																							
					アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																																																																																																																			

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由																									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位：mm	摘要																					
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 橋造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-7-9			10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		10-3-7-9			諸基準値の改定にともなう アンカーボルトの計測位置の明確化																			
						厚さ t	-20												厚さ t	-20																									
						天端幅 w ₁	-20												天端幅 w ₁	-20																									
						敷幅 w ₂	-20												敷幅 w ₂	-20																									
						高さ h	-50												高さ h	-50																									
						長さ ℓ	-20												長さ ℓ	-20																									
						橋脚中心間距離 ℓ	±30												橋脚中心間距離 ℓ	±30																									
						支間長及び中心線の変位	±50												支間長及び中心線の変位	±50																									
						支 承 部 箱 抜 き ア ン カ ー ボ ル ト の 規 格 値	計画高												+10～-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値							計画高	+10～-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 各 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。															
							平面位置												±20								平面位置	±20																	
							アンカーボルト孔の鉛直度												1/50以下								アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																	

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由																									
単位：mm										単位：mm																																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																								
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間（L _a 、L _b ）を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	10-4-5-10		誤植	10	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場 合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測 定する。 注2) 可動支承の遊間（L _a 、L _b ）を 計測し、支承据付時のオフセット量δ を考慮して、移動可能量が道路橋支 承便覧の規格値を満たすことを確認す る。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	10-4-5-10																								
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上											コンクリ ート橋	鋼橋						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	±(4+ 0.5×(B -2))	コンク リート橋	鋼橋	支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	±(4+ 0.5×(B -2))													
						水平 度	橋軸方向																			1/300	橋軸直角方向				1/300														
						可動支承の 機能確認 注3)	5											可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2以上																										
						10 道路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)											5 覆 工	3							覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンク リートについて1打設長の端面（施工 継手の位置）において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1) は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに 1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のもの については、1トンネル当たり2ヶ 所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）トンネル工編」で規定 する出来形計測性能を有する機器を用 いることが出来る。	10-6-5-3		諸基準類の改定にとも なう	10	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンク リートについて1打設長の端面（施工 継手の位置）において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1) は40mに1ヶ所、(2)～(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のもの については、1トンネル当たり2ヶ 所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが出 来る。	10-6-5-3			
																											幅w (全幅)	-50											(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンク リートについて1打設長の端面（施工 継手の位置）において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1) は40mに1ヶ所、(2)～(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のもの については、1トンネル当たり2ヶ 所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが出 来る。	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンク リートについて1打設長の端面（施工 継手の位置）において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1) は40mに1ヶ所、(2)～(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のもの については、1トンネル当たり2ヶ 所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが出 来る。					
高さh (内法)	-50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンク リートについて1打設長の端面（施工 継手の位置）において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1) は40mに1ヶ所、(2)～(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のもの については、1トンネル当たり2ヶ 所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが出 来る。	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンク リートについて1打設長の端面（施工 継手の位置）において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1) は40mに1ヶ所、(2)～(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のもの については、1トンネル当たり2ヶ 所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが出 来る。																																										
厚さt	設計値以上			(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンク リートについて1打設長の端面（施工 継手の位置）において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1) は40mに1ヶ所、(2)～(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のもの については、1トンネル当たり2ヶ 所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが出 来る。	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンク リートについて1打設長の端面（施工 継手の位置）において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1) は40mに1ヶ所、(2)～(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のもの については、1トンネル当たり2ヶ 所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが出 来る。																																								
延長L	—	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンク リートについて1打設長の端面（施工 継手の位置）において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1) は40mに1ヶ所、(2)～(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のもの については、1トンネル当たり2ヶ 所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが出 来る。	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mに つき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1打設長の終点を図に示す各点で測 定。中間部はコンクリート打設口で測 定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンク リートについて1打設長の端面（施工 継手の位置）において、図に示す各点 の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1) は40mに1ヶ所、(2)～(3)は 100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のもの については、1トンネル当たり2ヶ 所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規 格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コン クリートの部分的な突出で、設計覆工 厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限 る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠 の据付け時には安定が確認されかつ別 途構造的に覆工の安全が確認されてい る場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突 出。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」で規定する出来形計 測性能を有する機器を用いることが出 来る。																																										



現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)											個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)				
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5	10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5	諸基準類の改定ともなう
厚さ t (オーバーレイ)	-9		厚さ t (オーバーレイ)	-9																				
幅 w	-25		幅 w	-25																				
延長 L	-100		延長 L	-100																				
平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																			
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 路面切削工種」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5	10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5	諸基準類の改定ともなう
厚さ t (オーバーレイ)	-9		厚さ t (オーバーレイ)	-9																				
幅 w	-25		幅 w	-25																				
延長 L	-100		延長 L	-100																				
平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 2 下水道編	1 管路	7 管渠更生工	3 管渠内面被覆工		反転・形成工法	仕上がり内径 D		1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。それぞれ更生管円周上の6箇所を測定する。硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。
						更生管厚		6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。		
1 2 下水道編	1 管路	7 管渠更生工	3 管渠内面被覆工		製管工法	仕上がり内径（高さ・幅）		1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。それぞれ更生管の内側中央高さと同幅の2箇所を測定する。		
1 2 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b（内法）	-30			
						壁厚 t	-20			
						人孔天端高	±30			

出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 2 下水道編	1 管路	7 管渠更生工	3 管渠内面被覆工		反転・形成工法	仕上がり内径 D		1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。それぞれ更生管円周上の6箇所を測定する。硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。
						更生管厚		6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。		
1 2 下水道編	1 管路	7 管渠更生工	3 管渠内面被覆工		製管工法	仕上がり内径（高さ・幅）		1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。それぞれ更生管の内側中央高さと同幅の2箇所を測定する。		
1 2 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b（内法）	-30			
						壁厚 t	-20			
						人孔天端高	±30			

出来形管理基準及び規格値

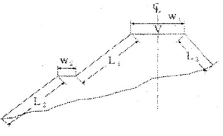
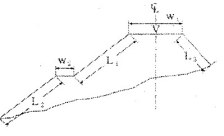
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 2 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	5 既製杭工		既製杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D/4以内かつ100mm			
1 2 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6 場所打杭工		場所打杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D/4以内かつ100mm			
						杭径 D	設計値以上			
1 2 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	7 コンクリートケーソン基礎工		ケーソン基礎	基準高▽	±100	打設ロットごとに測定する。		
						長さ L	-50			
						幅 b	-50			
						高さ h	-100			
						壁厚 t	-20			
						偏心量	300以内			

出来形管理基準及び規格値

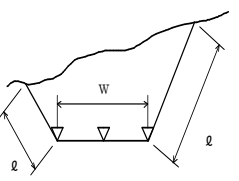
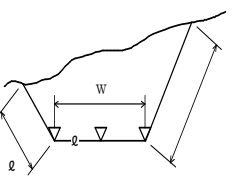
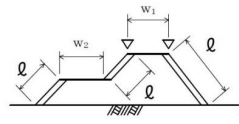
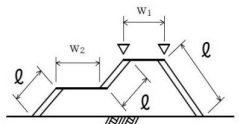
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 2 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	5 既製杭工		既製杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D/4以内かつ100mm			
						傾 斜	1/100以内			
1 2 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6 場所打杭工		場所打杭	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。 杭径(D)について、全周回転型オールケーシング工法の場合は、「設計径(公称径) - 30mm以上」とする。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D/4以内かつ100mm			
						杭径 D	設計径(公称径)以上			
						傾 斜	1/100以内			
1 2 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	7 コンクリートケーソン基礎工		ケーソン基礎	基準高▽	±100	打設ロットごとに測定する。		
						長さ L	-50			
						幅 b	-50			
						高さ h	-100			
						壁厚 t	-20			
						偏心量	300以内			

出来形管理基準及び規格値

資料2-2 新旧対照表
出来形管理基準及び規格値

現行（令和3年度）										改定案（令和4年度）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
16 農業 農村 整備 編	1 ほ場 整備 工事	3 整地 工	1		整地面積	形状寸法	各筆	±5%	平板測量等により各筆の形状寸法を全面積について測定する。			16 農業 農村 整備 編	1 ほ場 整備 工事	3 整地 工	1		整地面積	形状寸法	各筆	±5%	平板測量等により各筆の形状寸法を全面積について測定する。			情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）の一部改正による改定。
						全体	-0.2%	全体										-0.2%						
					表土扱い	厚さ	-20%	10a当たり3点以上を測定する。			表土扱い						厚さ	-20%	10a当たり3点以上を測定する。					
						基盤整地 表土整地	標準高	±150	10a当たり3点以上を測定する。								基盤整地 表土整地	標準高	±150	10a当たり3点以上を測定する。 <u>ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>				
					均平度		±50	均平度			±50													
畦畔工	高さ	-50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1耕区につき1箇所の割合で測定する。			畦畔工	高さ	-50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1耕区につき1箇所の割合で測定する。															
	幅	-50					幅	-50																
16 農業 農村 整備 編	12 ため池 改修 工	3 堤体 工	10		堤体盛立工	基準高 V	±100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。 			16 農業 農村 整備 編	12 ため池 改修 工	3 堤体 工	10		堤体盛立工	基準高 V	±100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。 <u>ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>			線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。 	情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）の一部改正による改定。	
						堤幅 W	-100										堤幅 W	-100						
						法長 L	-100										法長 L	-100						
						施工延長	-200										施工延長	-200						

資料2-2 新旧対照表
出来形管理基準及び規格値

現行 (令和3年度)										改定案 (令和4年度)										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
18 林道編	1 道路開設・改良	土 工			掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		出来形線は横断面図等に図示し、実測値を記入する。		18 林道編	1 道路開設・改良	土 工			掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、掘削部の両端で測定。</u>		出来形線は横断面図等に図示し、実測値を記入する。	3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。		
						法長ℓ	ℓ<5m											-200	ℓ<5m					-200	
							ℓ≥5m											法長の-4%	ℓ≥5m					法長の-4%	
						測点間の距離												±100	測点間の距離					±100	
						中心線の寄り												±100	中心線の寄り					±100	
						幅 w												-100	幅 w					-100	
18 林道編	1 道路開設・改良	土 工			路体盛土工 路床盛土工 残土処理工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			18 林道編	1 道路開設・改良	土 工			路体盛土工 路床盛土工 残土処理工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法厚で測定。</u>		3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。				
						法長ℓ	ℓ<5m										-100	ℓ<5m				-100			
							ℓ≥5m										法長の-2%	ℓ≥5m				法長の-2%			
						幅 w1, w2											-100	幅 w1, w2				-100			
18 林道編	1 道路開設・改良	5 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		18 林道編	1 道路開設・改良	5 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工)	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>		3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。			
						法長ℓ	ℓ≥5m	法長の-4%									ℓ≥5m	法長の-4%							
							盛土法長ℓ	ℓ<5m									-100	ℓ<5m	-100						
						盛土法長ℓ		ℓ≥5m									法長の-2%	ℓ≥5m	法長の-2%						
							延長 L										-200	延長 L					-200		
						植被率		70%以上									植被率		70%以上						
18 林道編	1 道路開設・改良	5 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		18 林道編	1 道路開設・改良	5 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>		3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。			
						法長ℓ	ℓ≥5m	法長の-4%									ℓ≥5m	法長の-4%							
							厚さ t	t<5cm									-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	厚さ t				t<5cm	-10	
						t≥5cm		-20									t≥5cm						-20		
						延長 L		-200									延長 L		-200						
						植被率		70%以上									植被率		70%以上						

出来形管理基準及び規格値

現行 (令和3年度)										改定案 (令和4年度)										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
18 林道 編	1 道路 開 設 ・ 改 良	5 法 面 工	3		法面吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 S ϕ	$\phi < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。			18 林道 編	1 道路 開 設 ・ 改 良	5 法 面 工	3		法面吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 S ϕ	$\phi < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>			3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。
							$\phi \geq 3m$	-100																
						厚さ t	$t < 5cm$	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。検査孔により測定。									厚さ t	$t < 5cm$	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。検査孔により測定。			
							$t \geq 5cm$	-20											$t \geq 5cm$	-20				
						延長 L		-200	1施工箇所毎。									延長 L		-200	1施工箇所毎。			
18 林道 編	1 道路 開 設 ・ 改 良	5 法 面 工	4		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		曲線部は設計図書による。	18 林道 編	1 道路 開 設 ・ 改 良	5 法 面 工	4		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>		曲線部は設計図書による。	3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。
							$\phi \geq 10m$	-200																
						幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。									幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>			
						高さ h		-30										高さ h		-30				
						枠中心間隔 a		± 100	1施工箇所毎。									枠中心間隔 a		± 100	1施工箇所毎。 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>			
延長 L		-200	延長 L		-200																			
18 林道 編	1 道路 開 設 ・ 改 良	8 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張)	3		コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上部及び下部の2ヶ所を測定。			18 林道 編	1 道路 開 設 ・ 改 良	8 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張)	3		コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>			3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。		
							法長 ϕ											$\phi < 3m$					-50	
						$\phi \geq 3m$		-100									厚さ(ブロック積張) t1	-50	厚さ(裏込め) t2				-50	
						厚さ(ブロック積張) t1		-50										厚さ(裏込め) t2					-50	
						延長 L		-200									延長 L		-200					
						18 林道 編	1 道路 開 設 ・ 改 良	10 排 水 施 設 工									3	1	側溝工 (プレキャストU型側溝・L型側溝) (自由勾配側溝)				基準高 ∇	± 30
延長 L		-200	延長 L		-200																			
18 林道 編	1 道路 開 設 ・ 改 良	10 排 水 施 設 工	14	1	管渠工 (コンクリート管工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			18 林道 編	1 道路 開 設 ・ 改 良	10 排 水 施 設 工	14	1	管渠工 (コンクリート管工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>			3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。		
						延長 L											-200	延長 L					-200	
18 林道 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			下層路盤工	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。延長40m以下のものは、2ヶ所測定する。			18 林道 編	2 舗 装 工	4 舗 装 工			下層路盤工	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>			3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。		
						厚さ											-45	厚さ					-45	
						幅											-50	幅					-50	
																	ただし、厚さの測定値の平均は、-15以内とする。						ただし、厚さの測定値の平均は、-15以内とする。	

出来形管理基準及び規格値

現行 (令和3年度)										改定案 (令和4年度)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
18 林道 編	2 舗装 工	4 舗装 工			粒度調整路盤工	厚さ	-30	施工延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、2ヶ所測定する。			18 林道 編	2 舗装 工	4 舗装 工			上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-30	施工延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、2ヶ所測定する。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>			3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。
						幅	-50															
																	ただし、厚さの測定値の平均は、-10以内とする。					
18 林道 編	2 舗装 工	4 舗装 工			セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-30	厚さは、500㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定する。 幅は、延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、2ヶ所測定する。			18 林道 編	2 舗装 工	4 舗装 工			上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚さ	-30	厚さは、500㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定する。 幅は、延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、2ヶ所測定する。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>			3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。
						幅	-50															
																	ただし、厚さの測定値の平均は、-10以内とする。					
18 林道 編	2 舗装 工	4 舗装 工			厩青安定処理工	厚さ	-30	厚さは、500㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定する。 幅は、延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2ヶ所測定する。			18 林道 編	2 舗装 工	4 舗装 工			アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-20	厚さは、500㎡に1個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定する。 幅は、延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2ヶ所測定する。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>			3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。
						幅	-50															
																	ただし、厚さの測定値の平均は、-8以内とする。					
18 林道 編	2 舗装 工	4 舗装 工	5		アスファルト舗装工 (基層工・表層工)	厚さ	-9	厚さは、500㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。 幅は、延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、2ヶ所測定する。			18 林道 編	2 舗装 工	4 舗装 工	5		アスファルト舗装工 (基層工・表層工)	厚さ	-9	厚さは、500㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。 幅は、延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、2ヶ所測定する。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>			3次元計測技術を用いた出来形管理に関する記載を追記。
						幅	-25															
						平坦性											3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 長読式(足付き) (σ) 1.75mm以下					
																	ただし、厚さの測定値の平均は、-3以内とする。					

資料2-2 品質管理基準 新旧対照表

現行(令和3年版)								改定案(令和4年版)								改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		[2017年制定] コンクリート 標準示方書 施工編P216	1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		[2017年制定] コンクリート 標準示方書 施工編P216	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき品質管理を実施する場合同要領によることを追記。	
4	プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート再生骨材H)	○	4	プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	JIS名称変更ともなう	
4	プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂 1回/週以上)		○	4	プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石:3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材:5.0%以下 それ以外(砂利等):1.0%以下 細骨材 砕砂:9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材:7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等):5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、1回/週以上)		○	骨材の微粒分量試験について、コンクリート標準示方書に沿った改定を実施していたが、一部改定できていなかったため、1セメント・コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除くと同様とする。	
4	プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフェューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202(膨張材)は1回/月以上、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○	4	プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフェューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○	誤植	
5	ガス圧接	施工前試験	必須				熱間押接法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事(2017年) P15, 16	5	ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 ・圧接面の研磨状況 ・垂れ下がり ・焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) ・軸心の偏心 ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり 等	熱間押接法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事(2017年) P15, 16	誤植

資料2-2 品質管理基準 新旧対照表

現行(令和3年版)									改定案(令和4年版)									改定理由														
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由												
14	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月	7	基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験坑	試験坑の施工により定められた方法を満足していること。					中掘り坑工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング坑工法、鋼管ソールセメント坑工法及び回転坑工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	道路橋示方書・同解説下部構造IV編 平成29年11月 P456~P458	新規追加									
14	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成31年3月 P38」による	17	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月	8	場所坑工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による				孔底に沈積するスライムの量は、掘削終了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	橋基礎施工要領 令和2年9月 P316	新規追加
14	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成31年3月 P38」による	17	路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成31年3月 P38」による													
15	表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月	18	表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月													
15	表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成31年3月 P38」による	18	表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領 平成31年3月 P38」による													
23	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月	26	砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) 平成8年8月													

資料2-2 品質管理基準 新旧対照表

現行(令和3年版)								改定案(令和4年版)								改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	適用基準	改定理由	
23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領 平成31年3月 P38」による	26 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領 平成31年3月 P38」による	誤植	
33 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上				舗装再生便覧 平成22年11月 P60, 61, 135, 136	36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。			舗装再生便覧 平成22年11月 P60, 61, 135, 136	誤植	
37 中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			40 中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 1226	設計図書による	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。			誤植	
38 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験	地山補強士法設計・施工マニュアル	設計図書による	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。				41 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験 (受入れ試験) 引き抜き試験	地山補強士工法設計・施工マニュアル	設計図書による	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。					誤植

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
42. 管きよ更生工	更生管	必須	扁平強さまたは外圧強さ	・φ60mm以下の既設管 JISWAS K-1による扁平試験	新管と同等以上。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。	○	
				・φ70mm以上の既設管 JISWAS K-2による外圧試験(2層に対応)				
			曲げ強度(長期)	・ガス透過あり JIS K 7039による曲げ強度試験	構造(管厚み)計算で用いる設計値(申告値)以上。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。 熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
				・ガス透過なし 短期値を安全率で除した値				
			曲げ弾性係数(長期)	・ガス透過あり JIS K 7035による曲げ弾性試験	1) 曲げ強度が設計曲げ強度(申告値:短期値)を上回ること。 2) 曲げ弾性係数の試験結果が、曲げ弾性係数(申告値:短期値)を上回ること。	原則、施工スパン毎とする。 熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
				・ガス透過なし JIS K 7116による曲げ弾性試験				
			耐摩耗性	JIS K 7204 又は JIS A 1452 等による	下水道用硬質塩化ビニル管(新管)と同等強度。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐ストレーンコーロージョン性	・ガス透過ありのみが対象 JIS K 7034 による	JISWAS K-2 に基づいて求められる値を下回らない。			
			水密性	JISWAS K-2 に準拠した試験(内外水圧に対する水密性)	0.1MPaの水圧で漏水がない。	50年後の曲げ強度の推定値の最小値が設計値(=申告値+安全率)を上回ること。		
			耐久化性	・ガス透過なしのみが対象 JIS K 7116 を使用した1,000時間水中曲げグループ試験を行う				
耐震性	JIS K 7181 による引張強度等試験	引張強度(短期)、引張弾性係数(短期)、圧縮強度(短期)、圧縮弾性係数(短期)が申告値を上回ること。	工法毎とする。 熱可塑性樹脂材については、引張強度、圧縮強度を認定工場制度の工場検査証明書類による確認とすることができる。					
	JIS K 7181 による圧縮強度等試験							
外観	目視あるいは自走式テレビカメラによる	落下能力、耐久性を低下させる有害な欠陥(シワなど)がないこと。	施工スパン毎とする。					

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
45. 管きよ更生工	自立管	必須	扁平強さ又は外圧強さ	既設管きよφ600mm以下 JISWAS K-1(φ600mm以下)	新管と同等以上	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明(下水道技術)報告書」等で確認する。	○	
				既設管きよφ700mm以上 JISWAS K-2(φ700mm以上)				
			曲げ強さ(短期)	密着管(高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7171	[最大荷重時の曲げ応力度]申告値以上	原則、施工スパン毎とする。 密着管(熱形成タイプ)のうち日本下水道協会 II 類資材として登録されているものについては、認定工場制度の検査証明書を別途提出することにより、曲げ試験を免除できる。		
				密着管(硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7171(試験速度2mm/min)				
			現場硬化管	JIS K 7171 及び JIS A 7511 付属書 D	[第一試験時の曲げ応力度]申告値以上(ただし25MPa以上) [第一試験時の曲げひずみ]申告値以上(ただし0.75%以上)			
				密着管(高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7116(水中、1,000時間)	申告値以上(※1)(申告値=短期曲げ強さ[最大荷重時の曲げ応力度] 申告値+安全率)	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明(下水道技術)報告書」等で確認する。		
			密着管(硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7115 又は JIS K 7116(水中、1,000時間)	申告値以上(※1)				
			現場硬化管(ガラス繊維強化)	JIS K 7039(水中、10,000時間)	申告値以上(※1)	※1 試験結果に基づき50年後の推定値が申告値(設計値)を上回ること。 本表は、最新版の「管きよ更生工における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。		
				現場硬化管(ガラス繊維強化) JIS K 7116(水中、10,000時間)	申告値以上(※1)(申告値=短期曲げ強さ[最大荷重時の曲げ応力度] 申告値+安全率)			
			曲げ弾性係数(短期)	密着管(高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7171	申告値以上	原則、施工スパン毎とする。 密着管(熱形成タイプ)のうち日本下水道協会 II 類資材として登録されているものについては、認定工場制度の検査証明書を別途提出することにより、曲げ試験を免除できる。		
密着管(硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7171(試験速度2mm/min)	申告値以上							
現場硬化管	JIS K 7171	申告値以上(ただし150MPa以上)						
	密着管(高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7116(水中、1,000時間)	申告値以上(※1)	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明(下水道技術)報告書」等で確認する。					
密着管(硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7115(水中、1,000時間)	申告値以上(※1)							
現場硬化管(ガラス繊維強化)	JIS K 7035(水中、10,000時間)	申告値以上(※1)	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明(下水道技術)報告書」等で確認する。					
	現場硬化管(ガラス繊維強化) JIS A 7511 付属書 D(水中、10,000時間)	申告値以上(※1)(ただし300MPa以上)						
耐薬品性	密着管 JISWAS K-1 又は JISWAS K-14	質量変化率±0.2mg/cm ² 以内	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明(下水道技術)報告書」等で確認する。 密着管(熱形成タイプ)は、認定工場制度の検査証明書を別途提出することにより、耐薬品性試験の実施を免除できる。 現場硬化管(熱形成タイプ・光硬化タイプ)のうち日本下水道協会 II 類資材として登録されているものについては、認定工場制度の検査証明書を別途提出することにより、耐薬品性試験の実施を免除できる。					
	現場硬化管 浸漬後曲げ試験	耐薬品性試験方法に示す判定基準						
耐摩耗性	密着管、現場硬化管 JIS K 7204 又は JIS A 1452 等	硬質塩化ビニル管(新管)と同等強度	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明(下水道技術)報告書」等で確認する。					
耐ストレーンコーロージョン性	現場硬化管(ガラス繊維強化) JIS K 7034	50年後の最小外圧耐圧ひずみ≧0.45%かつ JISWAS K-2 で求められる値を下回らない。						
水密性	密着管、現場硬化管 JISWAS K-2	内外水圧0.1MPaで漏水がないこと(3分間保持)						

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
42 管きよ更生工	更生管表面部材	必須	複合管新面の破壊強度・外圧強度	既設管の劣化状態等を反映し境界状態設計法による試験。又は鉄筋コンクリート管(新管)を破壊状態まで載荷後更直し、JSWAS A-1により破壊荷重試験	設計条件に基づいた耐荷力以上。新管と同等以上。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		○
			圧縮強度	JSCE G 521 等による	圧縮強度値が設計基準強度を上回ること。	小口径(既設管径800mm未満)の場合、施工延長100m毎に1回とする。		
			耐薬品性能	JSWAS K-1 又は JSWAS K-14	・表面部材が塩ビ系の場合はJSWAS K-1の試験方法で、質量変化率±0.2mg/cm ² 以内。 ・表面部材がポリエチレン系では、JSWAS K-14の試験方法で、質量変化率±0.2mg/cm ² 以内。	製管工法では、工法毎に1回とする。認定工場制度の工場検査証明書を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			耐塩溶性	JIS K 7204 又は JIS A 1452 等による	下水道用硬質塩化ビニル管(新管)と同等強度。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			水密性	JSWAS K-2 に準拠した試験(内外水圧に対する水密性)	0.1MPaの水圧で漏水がない。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。 認定工場制度の工場検査証明書を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			一体性	JIS A 1171 に準拠した一体破壊試験	既設管と完成管が界面はく離しないこと。	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐震性能	「下水道施設の耐震対策指針と解説」における「差し込み継手管きよ」の「ボックスカルバート」等の考え方を勘案し、性能照査を行う	継手部の屈曲角と抜け出し量が許容値内であること。	工法毎とする。 公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
				耐震計算により継手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行う	屈曲角と抜け出し量が許容範囲内であること。			
			外観	目視あるいは自走式テレビカメラによる	更生管の変形、更生管径上による継手勾配の不揃等の欠陥や異常箇所がないことを確認する。	施工メタン毎とする。		
			43 マンホール設置工	管渠材料(組立マンホール制塊)	必須	外観	目視による	
形状・寸法	(外観検査) (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があることもしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。							
コンクリートの圧縮強度試験	JSWAS A-11 による	検査項目				判定基準	(1) 外観検査は全数について行う。 も、コンクリートの圧縮強度試験、接合部の水密性試験と試験は日本下水道協会「認定標準」の準拠による。	
軸方向耐圧試験	有様な傷	割壊は、傷を及ぼさないこと。				改定なし		
接合部の水密性試験	傾りかさ	割壊には、破損した面がなく、仕上げ面が確実に凹凸になっていないこと。						
側方曲げ強度試験	端面の欠損	割壊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。						
	端面の形状	割壊の端面は平滑であり、割壊の軸方向に対して、裏面上支障のない直角であること。						

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
45 管きよ更生工	自立管	必須	耐劣化性	密着管・硬質塩化ビニル管(ガラス繊維無し)長期曲げ強度と共通	長期曲げ強度と共通			○
				曲げ強度(短期)	密着管(高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7171	最大荷重時の曲げ応力度(申告値以上)		
					密着管(硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7171			
			引張強度(短期)	密着管(高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7161	申告値以上(ただし15MPa以上)		工法毎に保証値として公的機関の審査証明値を定めている。 日本下水道協会のII類管渠材料として登録されている場合、認定工場制度の検査証明により証明されている項目については、検査証明による確認とすることができる。	
				密着管(硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7161	申告値以上(ただし20MPa以上)			
			引張強度(長期)	密着管(高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7161	申告値以上			
				密着管(硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7161	申告値以上(ただし1.20Pa以上)			
			引張伸び率(短期)	密着管(高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7161	申告値以上			
				密着管(硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7161	申告値以上(ただし0.5%以上)			
			圧縮強度(短期)	密着管(高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7181	申告値以上		工法毎に保証値として公的機関の審査証明値を定めている。 日本下水道協会のII類管渠材料として登録されている場合、認定工場制度の検査証明により証明されている項目については、検査証明による確認とすることができる。	
				密着管(硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7181				
			圧縮伸び率(短期)	密着管(高密度ポリエチレン樹脂) JIS K 7181	申告値以上			
				密着管(硬質塩化ビニル樹脂) JIS K 7181				
			粗度係数	粗度係数確認試験	原則として0.010以下			
				成形後収縮性	成形後の軸・周方向収縮性試験	申告値以下		
外観	目視あるいは自走式テレビカメラによる	更生管きよの設計強度、耐久性、水密性能、設計寸法等を損なうようなひび、たれ、水、異常変色等の欠陥や異常箇所がないことを確認する。	施工メタン毎とする。					

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績等による確認	
4 5 管きよ更生工	複合管	必須	耐腐性	複合管新面の破壊強度・外圧強度	既設管きよの劣化状態等を試験し、既設状態試験法により試験耐力を評価、又は鉄筋コンクリート管（新管）を被覆状態状態で載荷後更生し、JSWAS A-1 による破壊荷重試験を実施	申告値以上又は新管と同等以上	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
				充填材圧縮強度	JSCB-G 50L 又は JSCB-G 50S 等	申告値以上	小口径管（既設管きよの内径φ800mm未満）の場合は施工断面10m毎に1回とする。公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
				充填材ヤング率	JIS A 1149	申告値以上			
				リング剛性	JIS B 9969	申告値以上※2（ただし、0.5MPa以上）			
				クープ比(50年値)	JIS B 9967	申告値以上※2（ただし、2.5以上）	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
				接合部引張強度	JIS A 7511 付属書 JB	申告値以上※3			
				接合部の接合強度	JIS A 7511 付属書 JB	申告値以上			
				耐久性	耐薬品性	JSWAS K-1 又は JSWAS K-14	・表面部材が塩化系の場合はJSWAS K-1の試験方法で、質量変化率±0.2mg/cm ² 以内 ・表面部材がポリエチレン系の場合はJSWAS K-14の試験方法で、質量変化率±0.2mg/cm ² 以内		公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。製管タイプでは、工法毎に1回とする。
					耐塩溶性	JIS K 7204 又は JIS A 1452 等	硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度		
			水密性		JSWAS K-2	内外水圧0.1MPaで漏水がないこと(3分間保持)	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
			耐震性	水密性	「下水道施設の耐震対策指針と解説」における「差し込み継手管きよ」「ボックスマンホール」等の考え方を勘案し、性能評価を行う	継手部の屈曲角と抜け出し量が許容値内	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
					（（地盤の永久ひずみ1.5%による抜け出し）+（5分間または30分間）を想定した変形を発生させ、内水圧0.1MPaの条件下で3分間保持する）	（接合部が外れず、かつ、水密性を保っている）※4			
				粗度係数	粗度係数確認試験	原則として0.010以下			
			外観	目視あるいは自走式テレビカメラによる	更生管きよの劣化、更生管きよの浮上による鋭利な突起の不均等な欠陥や異常隆起がないことを確認する。	スパン毎とする。			

現行 (令和3年度)								改定案 (令和4年度)								改定理由	
10. 組立魚礁部材 10-1 コンクリート部材								10. 組立魚礁部材 10-1 コンクリート部材									
区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考		
1) コンクリート部材	外観	有害な傷、ひび割れ、欠け、ねじれ等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数			1) コンクリート部材	外観	有害な傷、ひび割れ、欠け、ねじれ等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数				
	形状寸法	(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第17編 17-1-10-1又は(特)による。	搬入前、 <u>全数</u>	測定結果表(検査証明書)を提出			形状寸法	(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第17編 17-1-10-1又は(特)による。	搬入前、 <u>部材種類毎に10個に1個以上</u>	測定結果表(検査証明書)を提出	同一の型枠を使用した場合に適用	諸基準類の改定に伴う	
	強度	供試体の作成	JIS A 1132		1日1回とし、1日の打設量が50m ³ を超える場合は50m ³ ごとに1回とする。				強度	供試体の作成	JIS A 1132		1日1回とし、1日の打設量が150m ³ を超える場合は1日2回とする。ただし、同一配合の1日当り打設量が少量の場合は、監督員の承諾を得て打設回数に関係なく100m ³ ごとに1回とすることができる。				諸基準類の改定に伴う
		圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上			製造工場の試験成績表(検査証明書)を提出			圧縮試験	JIS A 1108	1回の試験結果は、指定強度の値の85%以上、3回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上			製造工場の試験成績表(検査証明書)を提出		

10-2 鋼製部材

10-2 鋼製部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼製部材	本体・付属品の化学成分、機械的性質	(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-2又は(特)による。		試験成績表(検査証明書)を提出		1) 鋼製部材	本体・付属品の化学成分、機械的性質	(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-2又は(特)による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数				外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第17編 17-1-10-2又は(特)による。	搬入前、 <u>全数</u>	測定結果表(検査証明書)を提出			形状寸法	(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第17編 17-1-10-2又は(特)による。	搬入前、 <u>部材種類毎に10個に1個以上</u>	測定結果表(検査証明書)を提出	諸基準類の改定に伴う
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験の他、(特)による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-2又は(特)による。	搬入前、全数	試験成績表(検査証明書)を提出			溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験の他、(特)による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-2又は(特)による。	搬入前、全数	試験成績表(検査証明書)を提出	

10-3 化学系 (FRP) 部材

10-3 化学系 (FRP) 部材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) FRP部材	材質・化学成分	(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-3又は(特)による。		試験成績表(検査証明書)を提出		1) FRP部材	材質・化学成分	(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-3又は(特)による。		試験成績表(検査証明書)を提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数				外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-3又は(特)による。	搬入前、 <u>全数</u>	測定結果表(検査証明書)を提出			形状寸法	(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-3又は(特)による。	搬入前、 <u>部材種類毎に10個に1個以上</u>	測定結果表(検査証明書)を提出	諸基準類の改定に伴う
	質量	(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-3又は(特)による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出			質量	(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-3又は(特)による。	搬入前、全数	測定結果表(検査証明書)を提出	

現行（令和3年版）	改定案（令和4年版）	改定理由
写真管理基準（案）	写真管理基準（案）	
<p>4. その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和2年8月」を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p>	<p>4. その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和2年8月」を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p> <p>※本基準に示す品質管理の工種番号は、「<u>土木工事施工管理基準及び規格値（案）</u>」（品質管理基準及び規格値）に示す工種番号と整合を取っている。 また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「<u>土木工事施工管理基準及び規格値（案）</u>」（出来形管理基準及び規格値）に示すの編章節と整合を取っている。</p>	<p>年度の更新</p> <p>新規追加</p>

現行（令和3年版）				改定案（令和4年版）				改定理由	
撮影箇所一覧表（品質管理）				撮影箇所一覧表（品質管理）					
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]		40	管きよ更生工 更生材料 (反転・形成工法)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中] <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。</u>	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
		テストハンマーによる強度推定調査					テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]				コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]	
40	管きよ更生工 更生材料 (反転・形成工法)	更生材の曲げ試験(短期) 更生材の耐薬品性能試験	試験毎に1回	最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に準拠して実施する。	40	管きよ更生工 更生材料 (反転・形成工法)	更生材の曲げ試験(短期) 更生材の耐薬品性能試験	試験毎に1回	最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。
		管きよ更生工 更生材料 (製管工法)	更生材の圧縮強度試験 更生材の耐薬品性能試験				試験毎に1回	管きよ更生工 更生材料 (製管工法)	

現行（令和3年版） 撮影箇所一覧表（出来形管理）						改定案（令和4年版） 撮影箇所一覧表（出来形管理）						改定理由										
【第1編 共通編】						【第1編 共通編】																
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目	撮影頻度[時期]	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目	撮影頻度[時期]	摘要					
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況 と出来形計測対象 点上のプリズムの設 置状況(プリズムが 必要な場合のみ) がわかるように撮影	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況 と出来形計測対象 点上のプリズムの設 置状況(プリズムが 必要な場合のみ) がわかるように撮影	誤植		
						法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況 と出来形計測対象 点上のプリズムの設 置状況(プリズムが 必要な場合のみ) がわかるように撮影	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況 と出来形計測対象 点上のプリズムの設 置状況(プリズムが 必要な場合のみ) がわかるように撮影	誤植		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕									「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要					
						法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔施工後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
1 共通編	2 土工	4 道路土 土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況 と出来形計測対象 点上のプリズムの設 置状況(プリズムが 必要な場合のみ) がわかるように撮影	1 共通編	2 土工	4 道路土 土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況 と出来形計測対象 点上のプリズムの設 置状況(プリズムが 必要な場合のみ) がわかるように撮影	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						法長 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕									「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。					

現行（令和3年版）							改定案（令和4年版）							改定理由	
撮影箇所一覧表（出来形管理）							撮影箇所一覧表（出来形管理）								
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】								
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目	摘要
						撮影項目								撮影項目	
						撮影頻度「時期」								撮影頻度「時期」	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	1-2-4-3	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	1-2-4-3
						縮固め状況								縮固め状況	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。								法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	
						200mに1回 〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」における「縮固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要							200mに1回 〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」における「縮固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔縮固め時〕							転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔縮固め時〕		
						200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影						200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。	

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由			
撮影箇所一覧表（出来形管理）											撮影箇所一覧表（出来形管理）														
【第3編 土木工事共通編】											【第3編 土木工事共通編】														
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要								
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]									
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）											撮影箇所一覧表（出来形管理）											
【第3編 土木工事共通編】											【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	改定理由				
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]						
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕						
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」によ り「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕						
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処 理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処 理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕						
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕						
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-7	3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-7	3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。			
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕						
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕						
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由		
撮影箇所一覧表（出来形管理）											撮影箇所一覧表（出来形管理）													
【第3編 土木工事共通編】											【第3編 土木工事共通編】													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要							
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]								
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕											転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕											厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕											幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕											転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕											厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕											幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕						
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕						
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。 誤植	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎200mに1回〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-9	3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-9			
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-9	3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-9			
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕								平坦性	1工事に1回 〔実施中〕				
3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-11	3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-11	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				

現行（令和3年版）												改定案（令和4年版）												改定理由	
撮影箇所一覧表（出来形管理）												撮影箇所一覧表（出来形管理）													
【第3編 土木工事共通編】												【第3編 土木工事共通編】													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要								
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]									
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)舗装工 編多点計測技術(面管理の場 合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由						
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）																
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】																
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定 処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定 処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-12	3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定 処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 [修正後]								転圧状況	各層毎400mに1回 [修正後]										
						厚さ	1,000㎡に1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」によ り「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 [修正後]								厚さ	1,000㎡に1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 [修正後]										
					幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 [修正後]								幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎1工事に1回 [修正後]											
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 [修正後]	3-2-6-12	3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 [修正後]	3-2-6-12	3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 [修正後]	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]										
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 [修正後]								幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎1工事に1回 [修正後]										
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-2-6-12	3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-2-6-12	3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 [据付後]								スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 [据付後]										
						鉄網寸法 位置	80mに1回 [据付後]								鉄網寸法 位置	80mに1回 [据付後]										
						平坦性	1工事に1回 [実施中]								平坦性	1工事に1回 [実施中]										
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は 各層毎1工事に1回 [修正後]								厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 [修正後]										
	目地段差	1工事に1回				目地段差	1工事に1回																			

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由			
撮影箇所一覧表（出来形管理）											撮影箇所一覧表（出来形管理）														
【第3編 土木工事共通編】											【第3編 土木工事共通編】														
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要								
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]									
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」による場 合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場 合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由				
撮影箇所一覧表（出来形管理）											撮影箇所一覧表（出来形管理）															
【第3編 土木工事共通編】											【第3編 土木工事共通編】															
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要									
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]										
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕										
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」によ り「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕										
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕											
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-12	3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-12	3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕										
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による場合 は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕										
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕								転圧状況	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕										
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編多 点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により「厚さ あるいは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕										
					平坦性	1工事に1回 〔実施中〕								平坦性	1工事に1回 〔実施中〕											

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由					
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）															
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】															
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要								
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]									
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要									
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-13	3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-13	3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕									
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕									
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									

現行（令和3年版）										改定案（令和4年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000㎡～4,000㎡につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	3-2-7-9	3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000㎡～4,000㎡につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	3-2-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。													
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打付法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-14-4	3	2	14	4	1	法枠工 (現場打付法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-14-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。													
3	2	15	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-2-15-1	3	2	15	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-2-15-1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕								厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕				
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)による場合は1工事に1回」									ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)による場合は1工事に1回」 〔型枠取外し後〕				

現行（令和3年版）											改定案（令和4年版）											改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）											撮影箇所一覧表（出来形管理）											
【第10編 道路編】											【第10編 道路編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要					
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]						
10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1工事1回	10-3-6-8	10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1工事1回	10-3-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。				
10	3	7	9	1	橋脚躯体工(張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1工事1回	10-3-7-9	10	3	7	9	1	橋脚躯体工(張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1工事1回	10-3-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。				
10	3	7	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1工事1回	10-3-7-9	10	3	7	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1工事1回	10-3-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。				

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和3年版)						改定案 (令和4年版)															
12 下水道編	1 管路	7 管きよ更生工	3	管きよ内面被覆工 (反転・形成工法)	前処理工	1施工箇所につき1回 〔施工中〕	最新版の「管きよ更生工法」における設計・施工管理ガイドライン(案)に準拠して実施する。	12 下水道編	1 管路	7 管きよ更生工	3	管きよ内面被覆工 (反転・形成工法)	前処理工	1施工箇所につき1回 〔施工中〕	最新版の「管きよ更生工法」における設計・施工管理ガイドライン(案)に準拠して実施する。						
					挿入状況(引込作業状況、圧力管理状況等)	管径毎につき1回 〔施工中〕							挿入状況(引込作業状況、圧力管理状況等)	管径毎につき1回 〔施工中〕							
					硬化状況(圧力管理状況、温度管理状況)	管径毎につき1回 〔施工中〕							硬化状況(圧力管理状況、温度管理状況)	管径毎につき1回 〔施工中〕							
					管口硬化収縮状況(内径測定状況)	1スパン毎に上下流各1回 〔施工中〕							管口硬化収縮状況(内径測定状況)	1スパン毎に上下流各1回 〔施工中〕							
					本管管口切断状況	適宜 〔施工中〕							本管管口切断状況	適宜 〔施工中〕							
					取付管管口せん孔状況	管径毎につき1回 〔施工中〕							取付管管口せん孔状況	管径毎につき1回 〔施工中〕							
					更生管口仕上がり状況(施工前、施工後)	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後〕							更生管口仕上がり状況(施工前、施工後)	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後〕							
					更生管仕上がり厚さ(ノギスで測定)	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後〕							更生管仕上がり厚さ(ノギスで測定)	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後〕							
					更生管仕上がり内径	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後:硬化直後、硬化後24時間以降〕							更生管仕上がり内径	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後:硬化直後、硬化後24時間以降〕							
					取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所につき1箇所 〔施工後〕							取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所につき1箇所 〔施工後〕							
					3	管きよ内面被覆工 (製管工法)							前処理工	1施工箇所につき1回 〔施工中〕		最新版の「管きよ更生工法」における設計・施工管理ガイドライン(案)に準拠して実施する。	3	管きよ内面被覆工 (製管工法)	前処理工	1施工箇所につき1回 〔施工中〕	最新版の「管きよ更生工法」における設計・施工管理ガイドライン(案)に準拠して実施する。
													製管作業状況	管径毎につき1回 〔施工中〕					製管作業状況	管径毎につき1回 〔施工中〕	
充てん剤注入作業状況	管径毎につき1回 〔施工中〕	充てん剤注入作業状況	管径毎につき1回 〔施工中〕																		
本管管口切断状況	適宜 〔施工中〕	本管管口切断状況	適宜 〔施工中〕																		
管口状況(仕上がり内径測定状況)	1スパン毎に上下流各1回 〔施工中〕	管口状況(仕上がり内径測定状況)	1スパン毎に上下流各1回 〔施工中〕																		

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和3年版)					改定案 (令和4年版)				
撮影箇所一覧表 (出来形管理)					撮影箇所一覧表 (出来形管理)				
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
12 下水道編	1 管路	7 管きよ更生工	3		管きよ内面被覆工 (製管工法)	取付管管口せん孔状況	管径毎に1回 [施工中]	最新版の「管きよ更生工法」における設計・施工管理ガイドライン(案)に準拠して実施する。	
						更生管口仕上がり状況(施工前、施工後)	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]		
						更生管仕上がり内径寸法測定	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]		
						取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所につき1箇所 [施工後]		
12 下水道編	1 管路	7 管きよ更生工	3		管きよ内面被覆工 (製管工法)	取付管管口せん孔状況	管径毎に1回 [施工中]	最新版の「管きよ更生工法」における設計・施工管理ガイドラインに準拠して実施する。	
						更生管口仕上がり状況(施工前、施工後)	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]		
						更生管仕上がり内径寸法測定	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]		
						取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所につき1箇所 [施工後]		

資料2-2 新旧対照表
出来形管理写真撮影箇所一覧表

現行(令和3年度)							改定案(令和4年度)							改定理由													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目 撮影頻度[時期] 提出頻度	摘要	編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目 撮影項目 撮影頻度[時期] 提出頻度	摘要											
16 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	1		整地工 (表土扱い)	表土厚	10aあたり1回 (施工後)		16 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	1	整地工 (表土扱い)	表土厚	10aあたり1回 (施工後)	報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省)の一部改正による改定。											
						施工前、中、後の全景 切盛土の施工状況	1筆当たり1回 (施工中)							施工前、中、後の全景 切盛土の施工状況	1筆当たり1回 (施工中)												
						整地工 (基盤整地) (表土整地)	基盤面 表土埋戻後							10aあたり1回 (施工後)	整地工 (基盤整地) (表土整地)		基盤面 表土埋戻後	10aあたり1回 (施工後)									
							基盤面 表土埋戻後							1筆当たり1回 (施工中)			基盤面 表土埋戻後	1筆当たり1回 (施工中)									
							基盤面 表土埋戻後							1筆当たり1回 (施工中)			基盤面 表土埋戻後	「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき撮影記録による出来形管理を実施する場合は、出来形寸法を確認する写真撮影は原則として必要としない。									
						整地工 (畦畔復旧)	幅高さ その他必要箇所							施工延長200~400mにつき1回 上記未满是2回 (施工後)	整地工 (畦畔復旧)		幅高さ その他必要箇所	施工延長200~400mにつき1回 上記未满是2回 (施工後)									
					施工状況		200mに1回 (施工中)						施工状況	200mに1回 (施工中)													
					16 農業農村整備編	12 ため池改修工	3 堤体工						10		堤体盛土工		盛土幅員 まき出し厚さ 転圧状況 法長 法面(芝) 法勾配 排水側溝 その他必要箇所	施工延長20~40mにつき1回 (施工中、施工後)		16 農業農村整備編	12 ため池改修工	3 堤体工	10	堤体盛土工	盛土幅員 まき出し厚さ 転圧状況 法長 法面(芝) 法勾配 排水側溝 その他必要箇所	施工延長20~40mにつき1回 (施工中、施工後) 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき撮影記録による出来形管理を実施する場合は、出来形寸法を確認する写真撮影は原則として必要としない。	報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省)の一部改正による改定。